

政策課題分析シリーズ 6

## 規制・制度改革の経済効果

－規制・制度改革の利用者メリットはどの程度あったか－

平成 22 年 10 月

内閣府政策統括官（経済財政分析担当）

目次  
政策課題分析シリーズ6

規制・制度改革の経済効果

—規制・制度改革の利用者メリットほどの程度あったか—

要旨	要旨	1
はじめに		1
1 電気通信(移動体通信)		4
2 運輸		7
2.1 国内航空		7
2.2 鉄道		9
2.3 タクシー		12
2.4 トラック		14
2.5 自動車登録検査制度		16
3 エネルギー		18
3.1 電力		18
3.2 都市ガス		21
3.3 石油製品		23
4 金融(株式売買委託手数料)		25
5 飲食料品		27
5.1 米		27
5.2 酒類販売		29
6 再販指定商品		32
7 福祉・保育(保育)		34
8 医薬部外品・サプリメント(栄養剤)		37
9 まとめ		40
補論 規制・制度改革が開廃業を通じて雇用にもたらす効果		41
1 開業率・廃業率と入職率・離職率の関係		42
2 雇用創出効果の推計		46
参考文献		47
参考 1 利用者メリットの推計方法について(総論)		48
参考 2 利用者メリットの推計方法について(各論)		50
参考 3 統計上の産業分類変更に伴う調整について		76
参考 4 雇用創出効果推計の詳細		78

**政策課題分析シリーズ 6**  
**規制・制度改革の経済効果**  
**—規制・制度改革の利用者メリットはどの程度あったか—**

要旨

- |  |
|--|
| <p>1 分析の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 規制・制度改革によってもたらされる利用者メリットの大きさを推計する。</li> </ul>  |
| <p>2 主な分析内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 先行研究にならぬ、規制・制度改革が価格・料金の低下等を通じて利用者にもたらした消費者余剰の増加分を推計した。</li> <li>○ 推計の対象とした分野と推計対象期間、及び各分野における主な規制・制度改革は図表 1 の通り。</li> </ul> |

図表 1 利用者メリットの推計対象分野と主な規制・制度改革

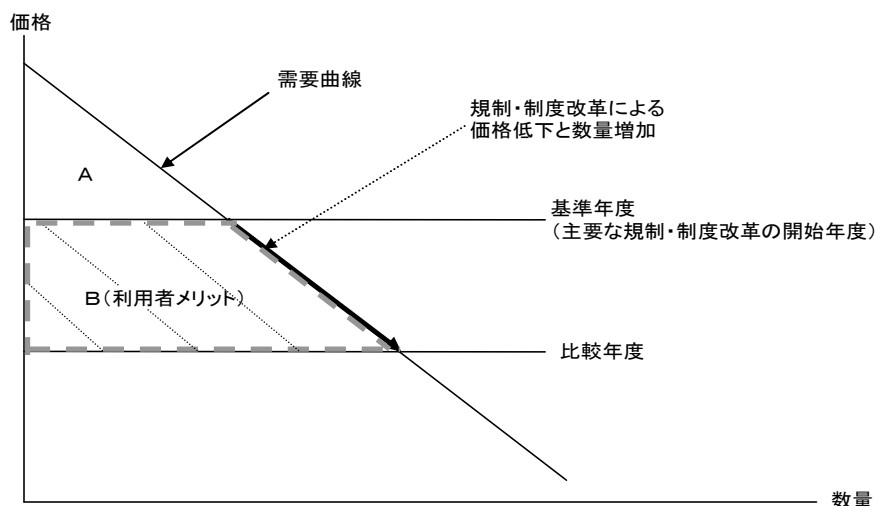
	分 野	主要な措置事項等
電気通信	移動体通信 (1994→2008年度)	参入規制の緩和、料金及び約款規制の原則廃止 携帯電話売切り制導入
運輸	国内航空 (1993→2008年度)	参入規制の緩和・需給調整規制の撤廃 運賃規制を事前届出制に緩和
	鉄道 (1997→2008年度)	参入規制の緩和・需給調整規制の撤廃 運賃規制を上限認可制に緩和
	タクシー (1997→2008年度)	初乗り短縮運賃制 ゾーン運賃制 (02年からは自動認可制)
	トラック (1991→2008年度)	参入規制の緩和・需給調整規制の撤廃 運賃規制を事後届出制に緩和
	自動車登録検査制度 (1995→2008年度)	定期点検・車検整備等項目の簡素化
エネルギー	電力 (1995→2008年度)	小売自由化の開始及び拡大 料金規制の緩和 (ヤードスティック査定) の導入
	都市ガス (1995→2008年度)	小売自由化の開始及び拡大 料金規制の緩和 (ヤードスティック的査定) の導入
	石油製品 (1994→2008年度)	特石法・石油業法廃止 (需給調整規制の撤廃)
金融	株式売買委託手数料 (1994→2008年度)	手数料率の自由化
飲食物品	米 (1995→2008年度)	需給実勢を反映した価格形成システムの構築 計画流通制度の廃止による流通の原則自由化
	酒類販売 清酒 (1998→2008年度) ビール・発泡酒・第三のビール (1992→2008年度)	需給調整要件の人口基準緩和開始 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」公表
	化粧品・医薬品 (1997→2008年度)	再販指定商品を指定する告示廃止
福祉・保育	保育 (1994→2008年度)	エンゼルプランの策定
医薬部外品・サプリメント	栄養剤 (1999→2008年度)	一部医薬品の新指定医薬部外品指定 一部医薬品の新範囲医薬部外品指定

(備考) 分野名の下にある ( ) 内は推計対象期間。

### 3 利用者メリットの推計方法

- 規制・制度改革には、競争を促進し価格・料金を引き下げる効果があり、価格・料金の低下はそれ自体、利用者<sup>1</sup>にとってメリットである。さらに、利用者は価格・料金の低下を受けて、その財・サービスの購入量を増加させる。本分析では、こうした価格低下がもたらす利用者メリットを推計した<sup>2</sup>。
- 具体的には、「消費者余剰<sup>3</sup>」の「基準年度」（主要な規制・制度改革の開始年度）からの増加を利用者メリットの指標とした。「消費者余剰」とは、「消費者がその財・サービスを購入するに際して、実は支払ってもよいと考える最大の金額から実際に支払った金額を差し引いた金額」である。規制・制度改革によって価格・料金が低下し、購入量が増えれば、利用者メリットが発生する（図表2）。
- 本分析では、2005年度から2008年度にかけて利用者メリットがどの程度増加したかを推計した。

図表2 消費者余剰と利用者メリットの概念図



基準年度における消費者余剰	=	A
比較年度における消費者余剰	=	A + B
規制・制度改革による基準年度から比較年度にかけての消費者余剰の増加分（利用者メリット）	=	B

<sup>1</sup> 本分析における「利用者」の概念は、家計・企業の双方を含む幅広い「需要者」としての概念である。また、「需要」は最終需要に限らず中間需要も含んでいる。利用者メリットの推計方法については本文参考1及び参考2参照。

<sup>2</sup> ここでは、実際の価格変化から、トレンドなど規制・制度改革以外の要因の寄与分を除去することにより、規制・制度改革による価格低下分を抽出し、その価格低下がもたらす利用者メリットを推計した。

<sup>3</sup> 経済学の用語法に従って、ここでは「利用者余剰」ではなく、「消費者余剰」という言葉を用いる。

#### 4 利用者メリットの推計結果

- 本分析の対象とした規制・制度改革による利用者メリットを推計すると、2005年度から2008年度にかけて、移動体通信、石油製品、電力等において比較的大きな利用者メリットの増加がみられた（図表3）。これらの分野については、市場規模が大きく、規制・制度改革による価格低下も大きいことが、利用者メリットの増加分を大きなものになっている。
- 規制・制度改革による利用者メリットを本分析の対象とした15の分野について合計すると、2005年度から2008年度にかけての利用者メリットの増加分は5兆4,420億円となった（図表3）。

図表3 規制・制度改革による利用者メリット

（単位：億円）

分野		2005年度における 規制・制度改革による 利用者メリット	2008年度における 規制・制度改革による 利用者メリット	2005年度から 2008年度 にかけての増加
電気通信	移動体通信	34,059	47,756	13,697
運輸	国内航空	3,504	3,661	156
	鉄道	3,701	4,017	315
	タクシー	125	229	105
	トラック	27,100	31,926	4,826
	自動車登録検査制度	9,385	9,426	41
エネルギー	電力	52,619	62,648	10,030
	都市ガス	4,453	7,806	3,353
	石油製品	27,828	39,800	11,972
金融	株式売買委託手数料	3,864	4,904	1,040
飲食料品	米	10,089	11,555	1,465
	酒類販売	14,921	21,081	6,160
再販指定商品	化粧品・医薬品	653	1,295	642
福祉・保育	保育	4,712	5,199	487
医薬部外品・サプリメント	栄養剤	186	317	131
利用者メリットの合計		197,200	251,620	54,420

- （備考） 1. 各年度における利用者メリットとは基準年度と比較した場合のもの。利用者は、基準年度と比較した場合、規制・制度改革がなかった場合よりも、この金額分だけ大きなメリットを各年度において享受している。
2. 推計方法等については本文参考1及び参考2を参照。



## 政策課題分析シリーズ6

### 規制・制度改革の経済効果

—規制・制度改革の利用者メリットはどの程度あったか—

#### はじめに

規制や制度は、その時々々の経済状況の下で、国民生活の安定や民間経済の発展等、一定の政策目標を実現することを目的として設けられてきた。しかし、経済状況が変化する中で、そうした規制・制度を見直すことが必要になってくる。

そうした規制・制度改革によって利用者にもたらされることが期待されるメリットを整理すると以下のようなになる<sup>1</sup>。

- ① 事業者の新規参入や創意工夫による経済の活性化
  - ・ 新規参入や競争の活性化により企業の技術革新、商品開発・改良、新市場の創出が促進される。
- ② 価格の弾力化と低下による利用者の便益の増加
  - ・ 規制・制度改革によって、企業間競争が促進され、価格が弾力化されると、価格が低下し、利用者に直接的なメリットが提供される。
- ③ 供給の多様化と需要の増加
  - ・ 利用者には、営業時間の拡張等による財・サービスの質の向上、販売品目の増加等による選択肢の多様化といった恩恵がもたらされる。
  - ・ 財・サービスの質の向上や選択肢の多様化によって、これまで実現されなかった需要が発現され、需要の増加をもたらす。
  - ・ 価格の低下によって、追加的な需要が発生する。利用者にとっての実質的な所得の増加は、他の商品・サービスの需要の増加をもたらす可能性もある。
  - ・ このような需要の増加は、規模の経済の働く分野においては一層の価格低下につながって、利用者にメリットをもたらす。
- ④ ネットワークの外部性による効率の改善
  - ・ 電気通信などのネットワーク・サービスの場合には、規制・制度改革によってサービス基盤としてのネットワークが開放されることによるネットワークの外部性により、効率が改善され、利用者の便益も向上する。
- ⑤ 許認可等に係る行政手続きの簡素化
  - ・ 行政手続きの簡素化等は、利用者の手続きにかかる金銭的、時間的コストを節約するため、利用者の負担が軽減される。
- ⑥ 情報コストの低下
  - ・ 公共料金部門で情報公開が奨励されると、企業は自発的に情報提供を行って商品・サービスの差別化を図るため、消費者にとっての情報コストが低下する。

これらの経済効果のうち、価格低下による利用者メリットの増加については、価格や料金の低下を通じてもたらされる「消費者余剰の増加」を推計する手法が一般的である<sup>2</sup>。これまでも内閣府政策統括官（2001<sup>3</sup>、2003<sup>4</sup>、2007<sup>5</sup>）において同様の手法を用いて推計されてきた。

<sup>1</sup> 本分析における「利用者」の概念は、家計・企業の双方を含む幅広い「需要者」としての概念である。また、「需要」は最終需要に限らず中間需要も含んでいる。利用者メリットの推計方法（総論）については参考1参照。

<sup>2</sup> 経済学の用語法に従って、ここでは「利用者余剰」ではなく、「消費者余剰」という言葉を用いる。

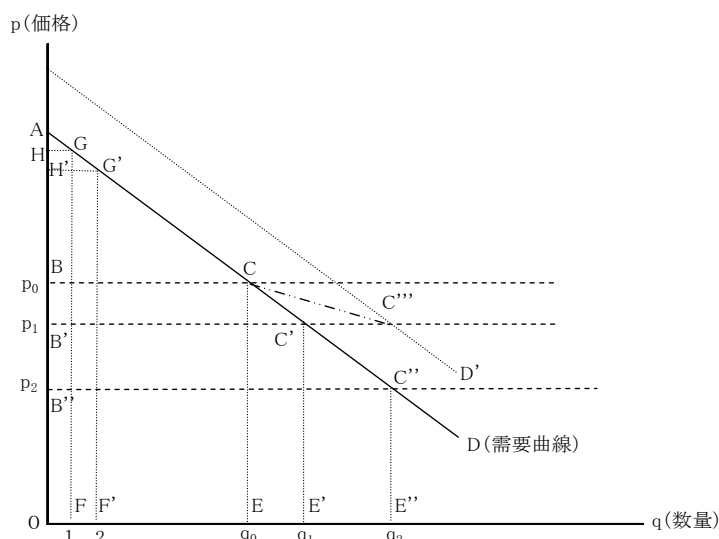
<sup>3</sup> 内閣府政策統括官（2001）では、経済企画庁調査局（2000）で取り扱った国内電気通信、国際電気通信、国

ここでは消費者余剰の分析手法について確認しておこう。ある財・サービスに対する需要曲線を想定する。図表0-1では縦軸に価格、横軸に需要量をとった平面に需要曲線が示されている。需要曲線上のC点では、消費者は $p_0$ の価格で $q_0$ の数量を購入するために長方形BCE0の面積である $p_0 \times q_0$ だけの金額を支払うことを示している。ところで、需要曲線は、最初の1単位を得るためには領域HGF0の面積分の金額を支払う用意があることを示している。また、次の1単位については $H'G'F'$ の面積分だけを支払う用意があることも示している。これを繰り返してゆくと、消費者が1単位ずつ購入を続け数量が $q_0$ となったときに支払う用意のある金額は領域ACE0の面積となる。このとき消費者が実際に払った金額 $p_0 \times q_0$ と、支払う用意のあった金額の差の分だけ、消費者は少ない金額で財・サービスを手に入れたことになる。その差額は三角形ABCの面積で表され、この大きさを「消費者余剰」と呼ぶ。

ここで次の年に価格が低下して $p_1$ となった場合を考えてみよう。消費者余剰を示す面積は拡大して $AB'C'$ となる。したがって、1年目から2年目にかけての消費者余剰の増分は領域 $BB'C'$ として表される。この価格低下がすべて規制・制度改革によるものであれば、これが基準年度と比べた比較年度における規制・制度改革による消費者余剰の増加分である。同様に、さらに次の年に規制・制度改革によって価格が $p_2$ に低下すれば、消費者余剰は $B'B''C''$ だけ増加し、基準年度と比べれば $BB''C''$ の消費者余剰の増加が生じたといえる。

上記の説明では「価格低下がすべて規制・制度改革によるものであれば」との前提を置いたが、実際には価格は規制・制度改革以外の様々な要因によっても変動する。規制・制度改革の効果を推計するためには、分析期間における価格変動のうち、規制・制度改革によると考えるのが妥当な部分を抽出する必要がある。

図表 0-1 消費者余剰の概念図



内航空、自動車登録検査制度、電力、石油製品、都市ガス、株式売買委託手数料の他に、鉄道、タクシー、トラック、米、酒類販売の各分野を加え、2000年度における利用者メリットの推計を行っている。

<sup>4</sup> 内閣府政策統括官（2003）では、内閣府政策統括官（2001）で取り扱った分野に、移動体通信（国内電話通信・国際電話通信を除外）、損害保険、再販指定商品の各分野を加え、2002年度における利用者メリットの推計を行っている。

<sup>5</sup> 内閣府政策統括官（2007）では、内閣府政策統括官（2003）で取り扱った分野の再改訂試算を行っており、2005年度における利用者メリットの推計を行っている。



例えば、酒類販売の分野では、価格変動は税制変更によるものが多い。このため、価格低下幅から税率変更分は除外して規制・制度改革の影響を識別する必要がある。また、鉄道分野では価格は上昇傾向にあった。このため、改革以前の上昇トレンドを基準にして、それからの乖離分を規制・制度改革による影響として捉える必要がある。

ここでは、実際の価格変化から、トレンドなど規制・制度改革以外の要因の寄与分を除去することにより、規制・制度改革による価格低下分を抽出し、その価格低下がもたらす利用者メリットを推計した。

ところで、規制・制度改革が新規需要を引出し、需要曲線の上方シフトを引き起こすことが考えられる。この需要曲線のシフトによる消費者余剰の増加も規制・制度改革の効果に含めることができる。例えば、前出の図において規制・制度改革によって需要曲線が上方にシフトしてD' となった場合、三角形CC' C''も規制・制度改革による消費者余剰の増加分に加える。もちろん、需要曲線のシフトが規制・制度改革に直接よらないと考えられる場合（例えば、労働所得の増加による場合）には含めるべきではない。

このような枠組みの下で考えると、規制・制度改革がもたらす消費者余剰の大きさを左右する要因としては、以下のものが挙げられる。

- ① 価格引下げ効果
  - ・ 規制・制度改革による価格低下幅が大きいほど消費者余剰は大きくなる。
- ② 需要曲線のシフト
  - ・ 規制・制度改革による品質の向上や新商品・新サービスが需要を喚起し需要曲線の上方シフトを引き起こせば、消費者余剰は増加する。
- ③ 当該分野の市場規模
  - ・ 市場規模が大きければ、同じ価格の低下幅でもそれだけ消費者余剰は大きくなる。
- ④ 需要の価格弾力性
  - ・ 需要が価格弾力的な財・サービスであればあるほど、小さな価格低下幅に対してでも需要増加効果が大きいので、消費者余剰の拡大が大きくなる。

本分析では、先行研究にならい、以上のような分析手法に基づいて、規制・制度改革のもたらす利用者メリットについて推計した。具体的には、規制・制度改革が進んでいると考えられる電気通信（移動体通信）、運輸、エネルギー、金融、飲食料品、再販指定商品、福祉・保育（保育）、医薬部外品・サプリメント（栄養剤）の分野を取り上げ、90年代に取り組まれた規制・制度改革を中心に、それがもたらす長期的な利用者メリットを捉えるために、2005年度から2008年度にかけての利用者メリットの増加分を推計した。また、補論においては、規制・制度改革が進んでいる産業分野について、規制・制度改革が開廃業を通じて雇用に及ぼす効果も検証した。

なお、本分析の作成にあたっては、全分野については山内弘隆氏（一橋大学商学部・大学院商学研究科教授）、乾友彦氏（内閣府経済社会総合研究所上席主任研究官）、福祉・保育（保育）分野については上枝朱美氏（東京国際大学経済学部准教授）、医薬部外品・サプリメント（栄養剤）分野については、上瀬昭司氏（兵庫県立大学経営学部准教授）、慶田昌之氏（立正大学経済学部専任講師）、補論（雇用）については川口大司氏（一橋大学大学院経済学研究科准教授）から貴重なご意見を頂いた。有識者各位のご協力に感謝する。

# 1 電気通信（移動体通信）

## ① 規制・制度改革の概要

移動体通信の分野では、94年4月に携帯電話端末の売切り制が導入されたが、それ以降も、料金面や免許手続等の面での規制・制度改革が進行している。例えば、2004年4月には、第一種・第二種の電気通信事業区分が撤廃されるとともに、料金・契約約款規制も原則廃止されてサービス提供が原則自由化された。また、2005年11月には移動体通信用周波数の新規割当が行われた（図表1-1）。

図表1-1 移動体通信分野における主な規制・制度改革

年 月	主な内容
1992. 7	○NTT ドコモ分社
1994. 4	○携帯電話端末に売切り制導入 ・従来のレンタル方式に加え、携帯電話端末の販売が自由化される
1995. 7	○PHS サービス開始
1996. 12	○移動体通信料金を認可制から届出制へ ・料金プランの改定を迅速に行うことが可能になる
1998. 2	○第一種電気通信事業の外資規制撤廃（NTT、KDD 除く） ・事業者の株式を外国人などが保有することを制限する規制を撤廃
1998. 11	○携帯電話端末の包括免許制度導入 ・免許手続の大幅な簡素化、申請手数料引下げ
2001. 11	○非対称規制の整備 <sup>6</sup> ・契約約款、接続協定の認可制を原則届出制に緩和 <sup>7</sup> (新サービスの迅速な導入が可能に)
2004. 4	○第一種 <sup>8</sup> ・第二種 <sup>9</sup> の事業区分撤廃 ○参入・退出規制の大幅な見直し（許可制の廃止） ・大規模な回線設備を設置する事業は登録制、その他は届出制に緩和 <sup>10</sup> ・料金・契約約款規制を原則廃止し、サービス提供を原則自由化
2005. 11	○携帯電話用周波数の新規参入割当 <sup>11</sup> ・携帯電話事業への新規参入が実現

<sup>6</sup> 市場支配力を有する電気通信事業者に対しては、反競争的行為を防止又は除去するような規制を行う一方、市場支配力を有さない電気通信事業者に対しては、契約約款、接続協定等について規制を緩和することで、公正中立な競争ルールの整備を図った。

<sup>7</sup> 契約約款については、NTT 東日本・西日本は認可・公表制を継続することとされた。また、接続協定については、NTT 東日本・西日本は認可・公表制を継続、第二種指定電気通信設備（移動体通信設備）を設置する事業者は届出・公表制とされた。

<sup>8</sup> 自ら回線設備を設定してサービスを提供する電気通信事業者（一種事業）。

<sup>9</sup> 他社の回線設備を借り受けてサービスを提供する電気通信事業者（二種事業）。

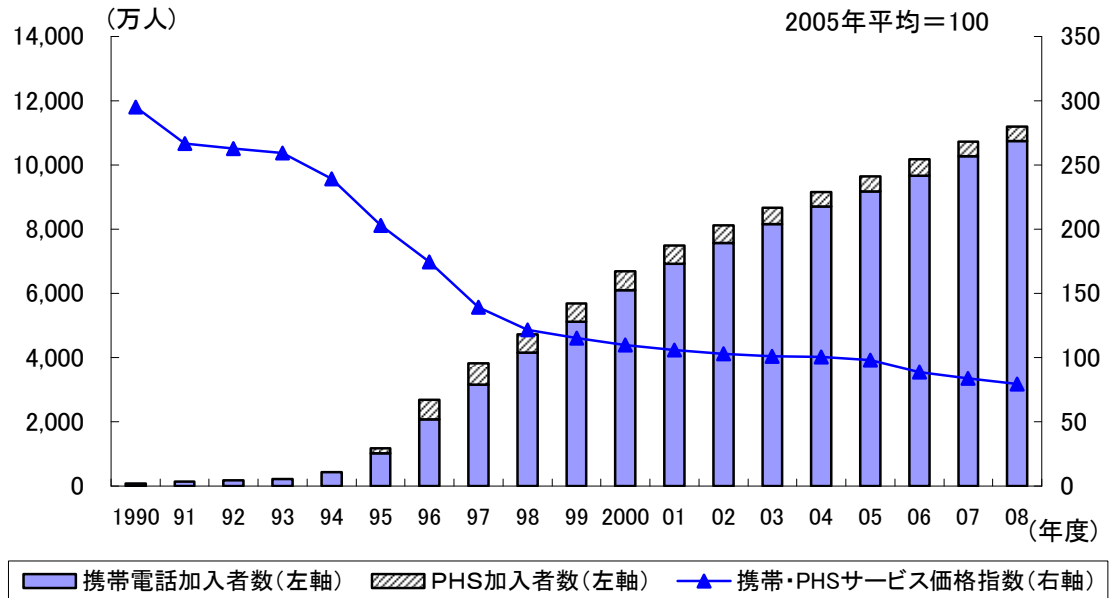
<sup>10</sup> 従来の各事業への参入は、一種事業は許可制、特別二種事業（公専公接続）は登録制（審査あり）、一般二種事業は届出制となっていた。

<sup>11</sup> 新たに携帯電話用として使用可能となる1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数の利用について、BBモバイル株式会社、イー・モバイル株式会社及びアイピーモバイル株式会社の新規参入事業者3社を認定した。

② 市場動向

携帯電話端末の売切り制が開始された94年度には、デジタル方式の通話サービスの開始、事業者の新規参入等が相次ぎ、移動体通信市場の競争が加速した。売切り制が導入された当初における端末の価格は8～15万円ほどであったが、相次ぐ値下げや販売報奨金の加算等によって数万円台にまで低下した。また、当時は契約時に、携帯電話・PHS端末の本体価格や事務手数料以外に新規加入料として4万円前後の初期費用が必要であったが、競争の進展を受けて96年末には廃止された。料金体系についても基本料・通話料が引き下げられるとともに、多様なメニューが登場し、利用者の選択肢が拡大した。これらの環境のもと移動体通信市場は活性化され、90年代前半には100万人前後であった加入者数は、2008年度末には携帯・PHS併せて1億1,205万人に達した。一方、価格も95年度以降大きく低下しており、2008年度には95年度の2分の1以下となった。規制・制度改革による競争促進の効果が大きかったことがうかがわれる（図表1-2）。

図表 1-2 移動体通信市場の需要及び価格



(備考) 総務省「情報通信に関する現状報告」、日本銀行「物価指数月報」「企業向けサービス価格指数」等より作成。

### ③ 推計結果

ここでは、94年4月の端末売切り制導入以降の料金の低下及び需要の増加を規制・制度改革による効果として推計した。その際、トレンドを除去して求めた価格低下を、規制・制度改革によって生じた価格低下として捉えた。また、規制・制度改革がもたらした価格低下による需要増加（需要曲線に沿った需要の増加）のみならず、規制・制度改革による直接的な需要増加（需要曲線のシフト）も利用者メリットの推計に含めている（推計方法の詳細については参考2を参照されたい）。

以上の前提に基づく推計結果によると、2005年度から2008年度にかけての利用者メリットの増加分は1兆3,697億円となった（図表1-3）<sup>12</sup>。

図表1-3 移動体通信分野の規制・制度改革による利用者メリット

（単位：億円）

年度	2005	2008
利用者メリット	34,059	47,756
2005年度から2008年度にかけての増加	13,697	

（備考）推計方法の詳細については、参考2参照。

<sup>12</sup> 本分析においては、需要量として「加入者数」を用いているため、「利用量」に基づいた消費者余剰の推計とは異なる。今後は、「利用量」に基づいた消費者余剰の推計について検討することも必要と考えられる。

## 2 運輸

### 2.1 国内航空

#### ① 規制・制度改革の概要

国内航空の分野では、80年代に入って臨時行政調査会（臨調）等における議論や日米航空交渉等を背景として規制・制度改革が進められ、従来の寡占体制は改められることとなった。近年では、北海道へのスカイマーク航空の就航に伴う羽田・千歳空港の発着枠割り当て、羽田空港第二ターミナルビル供用開始に伴う航空各社の搭乗橋配分など、競争を促進するための環境整備が進んでいる（図表 2-1）。

図表 2-1 国内航空分野における主な規制・制度改革

年 月	主な内容
1986. 6	○新航空政策への転換 ・国際線の日本航空による独占的運航の変更 ・国内線のダブル・トリプルトラッキング基準（同一路線への2社目、3社目の参入）の策定 ・日本航空の完全民営化
1992. 10	○ダブル・トリプルトラッキング基準の緩和（第一次）
1994. 12	○割引運賃設定の弾力化 <sup>13</sup>
1995. 12	○幅運賃制度の導入 <sup>14</sup>
1996. 4	○ダブル・トリプルトラッキング基準の緩和（第二次）
1997. 4	○ダブル・トリプルトラッキング基準の廃止 <sup>15</sup>
2000. 2	○参入規制の緩和・需給調整規制の撤廃 ・路線毎の免許制→事業毎の許可制 ・運行ダイヤの認可制→原則届出制 <sup>16</sup> ○運賃規制の緩和 ・認可制→事前届出制
2005. 4	○羽田空港の発着枠の再配分 ・大手航空会社の発着枠 20 便を新規航空会社へ再配分 <sup>17</sup>
2006. 4	○北海道へのスカイマーク(株)就航に伴う羽田・千歳空港の発着枠割り当て
2007. 2	○羽田空港第二ターミナルビル供用開始に伴う航空各社の搭乗橋配分

<sup>13</sup> 割引率 5 割までの営業政策的な割引運賃の設定については、認可制から事前届出制へ緩和された。

<sup>14</sup> 標準的な原価を最高額とする一定の幅の中で、航空会社が自主的に普通運賃を設定することが可能となった。

<sup>15</sup> 翌年には35年ぶりに、スカイマークエアラインズ株式会社（現・スカイマーク株式会社）及び北海道国際航空株式会社が国内航空事業への新規参入を果たした。

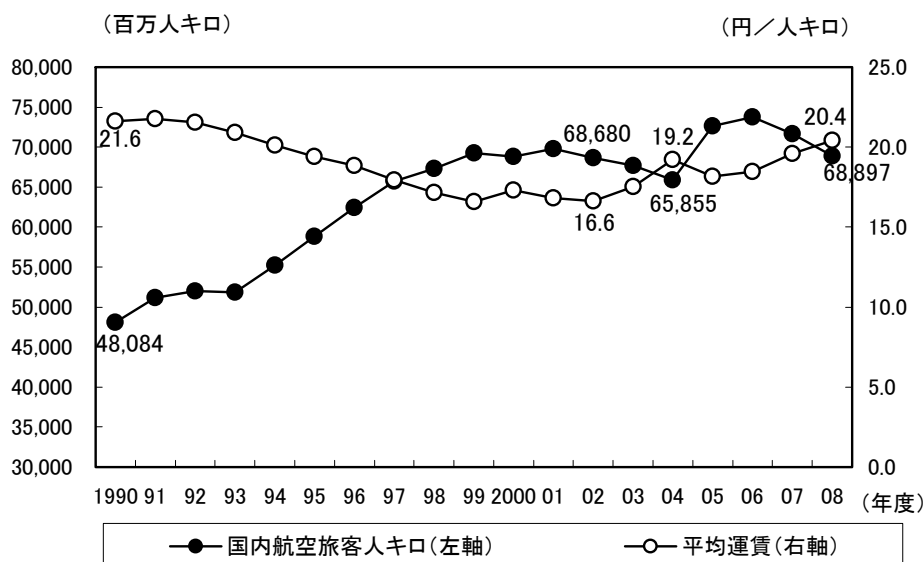
<sup>16</sup> ただし、混雑飛行場については許可制（変更前は認可制）。

<sup>17</sup> 評価方式に基づく再配分により、日本航空は182便→171便、全日本空輸は158便→149便と計20便減らす一方、新規航空会社には47便→67便と20便増やし、新規参入の一層の促進を図った。

## ② 市場動向

こうした規制・制度改革の進展により市場構造は変化し、競争的性格を強めた。最大手企業のシェアは80年代後半以降低下し、98年には定期航空会社として新規2社が国内航空市場に参入したことが、既存各社による対抗的な価格引下げ競争をもたらした。運賃規制の段階的緩和に伴い、航空各社は多様な割引運賃制度を設定するようにもなっている。こうした価格競争の結果、航空運賃の平均水準は押し下げられ、大手2社（2002年以前は3社）の平均運賃（人キロ当たり旅客営業収入）でみると、90年度の21.6円/人キロから2002年度には6.6円/人キロにまで低下した。その後、平均運賃は上昇に転じ、2008年度には20.4円/人キロとなったが、このような上昇の要因の1つには、2005年以降のジェット燃料価格の上昇が考えられる。また、需要の動向をみると、旅客数は90年度の48億人キロから一貫して増加していたが、2000年度以降は700億人キロ前後で推移している（図表2-2）。

図表2-2 国内航空業（大手3社）の平均運賃及び旅客運送数（人キロ）



(備考) 1. 国土交通省「航空輸送統計年報」、各社有価証券報告書より作成。  
2. 平均運賃は、旅客収入/旅客人キロより求めた。

## ③ 推計結果

ここでは、1992年10月に実施されたダブル・トリプルトラック基準の緩和等の規制・制度改革の効果について、1993年度以降の相対価格（平均運賃/消費者物価指数(総合)）の低下による消費者余剰の増加分を計算した。その際、トレンド及びジェット燃料価格の寄与分を除去して求めた価格低下を、規制・制度改革によって生じた価格低下として捉えた（推計方法の詳細については参考2を参照されたい）。

以上の前提に基づく推計結果によると、2005年度から2008年度にかけての利用者メリットの増加分は156億円となった（図表2-3）。

図表2-3 国内航空分野の規制・制度改革による利用者メリット  
(単位：億円)

年度	2005	2008
利用者メリット	3,504	3,661
2005年度から2008年度にかけての増加	156	

(備考) 推計方法の詳細については、参考2参照。

## 2.2 鉄道

### ① 規制・制度改革の概要

鉄道分野では、1987年4月における旧国鉄の民営化以降、規制・制度改革は促進されている。運賃については、1997年1月には上限価格制が導入されるとともに、ヤードスティック方式が強化されている。また、2000年3月には、参入規制の緩和・需給調整規制が撤廃される（路線毎の免許制が路線毎の許可制となる）とともに、上限価格制が法制化されている（図表2-4）。

図表2-4 鉄道分野における主な規制・制度改革

年 月	主な内容
1987.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○鉄道事業法制定による鉄道事業規制の一本化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・参入規制：路線・種別毎の免許制</li> <li>・運賃規制：認可制</li> </ul> </li> <li>○旧国鉄の分割・民営化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧国鉄はJRとして6つの旅客鉄道会社、1つの貨物鉄道会社等に分割・民営化</li> </ul> </li> </ul>
1997.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運賃制度の改正               <ul style="list-style-type: none"> <li>・上限価格制の導入<sup>18</sup></li> <li>・ヤードスティック方式の強化<sup>19</sup></li> </ul> </li> </ul>
2000.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参入規制の緩和・需給調整規制の撤廃               <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線毎の免許制→路線毎の許可制</li> </ul> </li> <li>○運賃規制の緩和               <ul style="list-style-type: none"> <li>・上限認可制（上限価格制の法定化）</li> </ul> </li> </ul>

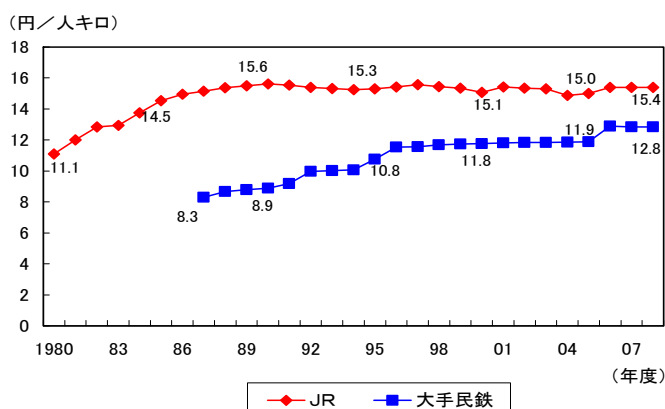
<sup>18</sup> 上限運賃のみを認可対象とする一方、それ以下の水準であれば報告のみで足りるとした。

<sup>19</sup> ヤードスティック規制は、直接競合関係にない事業者の間で、一定の比較対照となる指標（Yardstick）を設け、その指標を基準として経営を間接的に競わせるものである（山内・竹内 2002）。97年の改革により、効率的事業者にはボーナスを、非効率的事業者にはペナルティを与えることでインセンティブ賦与機能が高められた。

## ② 市場動向

鉄道運賃の動きを平均運賃（旅客収入/旅客人キロ）で見ると、JR では民営化以降ほぼ 15 円/人キロ半ばで安定的に推移し、2008 年度には 15.4 円/人キロとなった。一方、大手民鉄では 95 年度以降緩やかに上昇し、JR の平均運賃水準に近づいている。また、特に 1997 年 1 月のヤードスティック方式の強化により、限定的ではあるものの価格の設定が自由化されたことなどが影響し、1997 年度以降における民鉄の運賃の上昇幅は抑制され、2008 年度には 12.8 円/人キロとなった（図表 2-5）。

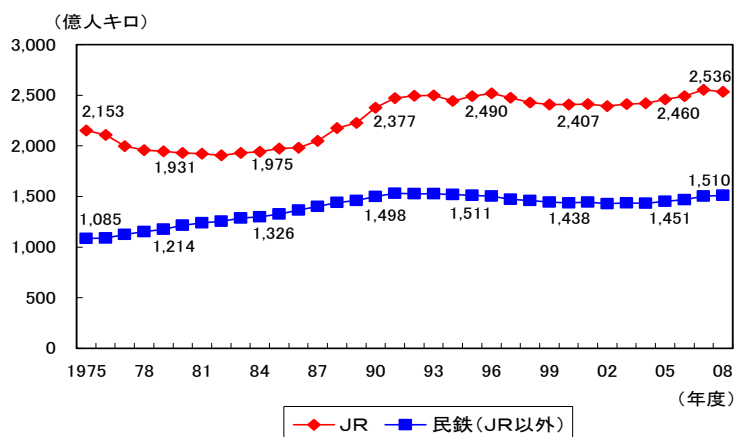
図表 2-5 JR（旧国鉄）と大手民鉄の鉄道運賃（平均運賃）



(備考) 1. 国土交通省「鉄道輸送統計年報」より作成。  
2. 平均運賃は、旅客収入/旅客人キロより求めた。

需要量について旅客輸送量で見ると、JR（旧国鉄）では70年代後半から80年代前半にかけて減少ないし横ばいで推移していたが、バブル期には青函トンネル・瀬戸大橋の開通や新幹線の増便など供給側の要因もあって顕著な増加を示した。その後はおおむね横ばいとなっているが、90年代後半には若干減少し、その後2000年代に入り緩やかに増加し、2008年度には 2,536 億人キロとなった。一方、民鉄は80年代まで一貫して増加傾向にあったが、90年代後半以降は横ばい傾向となり、その後2000年代に入り緩やかな増加傾向を示し、2008年度には 1,510 億人キロとなった（図表 2-6）。

図表 2-6 鉄道旅客輸送量（人キロ）



(備考) 1. 国土交通省「陸運統計要覧」、「鉄道輸送統計年報」等より作成。  
2. 86 年度までの JR の数値は旧国鉄の実績値である。



### ③ 推計結果

ここでは、97年の上限価格制の導入及びヤードスティック査定方式の強化以降の規制・制度改革がもたらした効果を、JRと大手民鉄に分けて推計した。その際、トレンドを除去して求めた価格低下を、規制・制度改革によって生じた価格低下として捉えた（推計方法の詳細については参考2を参照されたい）。

以上の前提に基づく推計結果によると、2005年度から2008年度にかけての利用者メリットの増加分は315億円となった（図表2-7）。

図表2-7 鉄道分野の規制・制度改革による利用者メリット  
(単位：億円)

年度		2005	2008
利用者メリット	JR	1,056	1,077
	民鉄	2,645	2,939
	合計	3,701	4,017
2005年度から2008年度にかけての増加		315	

(備考) 推計方法の詳細については、参考2参照。

## 2.3 タクシー

### ① 規制・制度改革の概要

タクシー事業においては、97年にゾーン運賃制や初乗り距離短縮運賃が導入され、運賃規制が緩和された。また、2002年には改正道路運送法が施行され、参入規制については需給調整規制のない事業者ごとの許可制となり、運賃規制についても、ゾーン運賃制から上限価格制に変わり、認可制のままながらも多様な運賃の設定が可能になった（図表2-8）<sup>20</sup>。

図表 2-8 タクシー分野における主な規制・制度改革

年 月	主な内容
1993. 10	○需給調整の緩和 ・事業者毎の一定割合までの自由な増減車を容認 ○運賃の多様化 ・同一区域内の複数運賃を容認
1997. 2	○運賃制度の改正 ・ゾーン運賃制の導入 <sup>21</sup> ・初乗り短縮運賃制の導入 <sup>22</sup>
1997. 5	○参入規制の緩和 ・事業者の最低保有車両台数の引下げ
2002. 2	○参入規制の緩和・需給調整規制の撤廃 ・事業区域毎の免許制→事業毎の許可制 <sup>23</sup> ○運賃規制の緩和 ・ゾーン運賃制→自動認可運賃制 <sup>24</sup>
2004. 8	○タクシー事業の緊急調整措置（重点監視都市）
2004. 9	○タクシー事業の許認可手続きにかかる標準処理時間の短縮
2006. 9	○タクシー事業者の福祉タクシー事業参入への弾力運用
2009. 10	○タクシー適正化・活性化法の施行

<sup>20</sup> 2009年には「タクシー適正化・活性化法」が施行され、タクシーの供給過剰問題への対策がとられている。ただし、本分析では2008年度までの利用者メリットを対象としているため、本法律の効果は今回の利用者メリットの推計に含まれていない。

<sup>21</sup> 従来の平均原価方式に基づき算定した運賃額を上限とし、その上限から10%下までの範囲内であれば自由な運賃の設定が認められることとなった。

<sup>22</sup> 初乗り距離を短縮する運賃設定が可能となった。

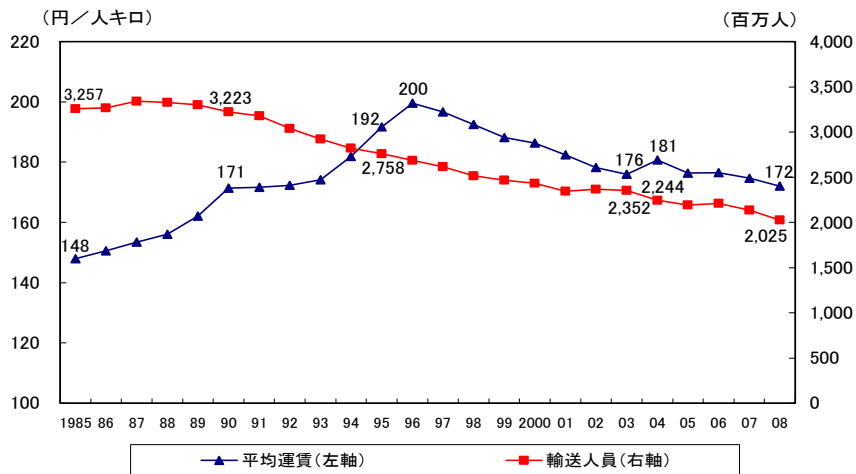
<sup>23</sup> ただし、緊急調整措置条項があり、車両数の著しい増加により輸送の安全や利用者利便の確保に困難となるおそれがある場合には、新規参入や増車の制限が可能となっている。

<sup>24</sup> ゾーン運賃制時のゾーンの車種区分や課税区分の統合による新しい範囲の中にあるものは、速やかに認可されることとなった。

② 市場動向

タクシーの運賃（全国平均）の推移をみると、90年度に171円/人キロであったものが96年度には200円/人キロにまで上昇した。しかし、97年2月にゾーン運賃制が導入されてから低下に転じ、2003年度には176円/人キロまで低下した。2004年度には181円/人キロまで上昇したものの、2008年度は172円/人キロとなった。一方、タクシー輸送への需要を輸送人員で見ると、90年度には3,223百万人であったが、その後は需要の減少が続き、2008年度には2,025百万人となった（図表2-9）。

図表 2-9 タクシーの平均運賃及び旅客需要



(備考) 1. 国土交通省「陸運統計要覧」より作成。  
2. 平均運賃は、営業収入/輸送人キロより求めた。

③ 推計結果

ここでは、1997年2月のゾーン運賃制および初乗り短縮運賃制の導入以降に生じた価格の低下を求め、それによってもたらされた消費者余剰の増加分を推計した（推計方法の詳細については参考2を参照されたい）。

以上の前提に基づく推計結果によると、2005年度から2008年度にかけての利用者メリットの増加分は105億円となった（図表2-10）。

図表 2-10 タクシー分野の規制・制度改革による利用者メリット  
(単位：億円)

年度	2005	2008
利用者メリット	125	229
2005年度から2008年度にかけての増加	105	

(備考) 推計方法の詳細については、参考2参照。

## 2.4 トラック

### ① 規制・制度改革の概要

トラック事業においては、1990年12月に需給調整規制が撤廃されるとともに、運賃規制も認可制から事前届出制へと緩和された。また、2003年4月には、営業区域制度が撤廃され、運賃制度も事後届出制へとさらに緩和されている（図表2-11）。

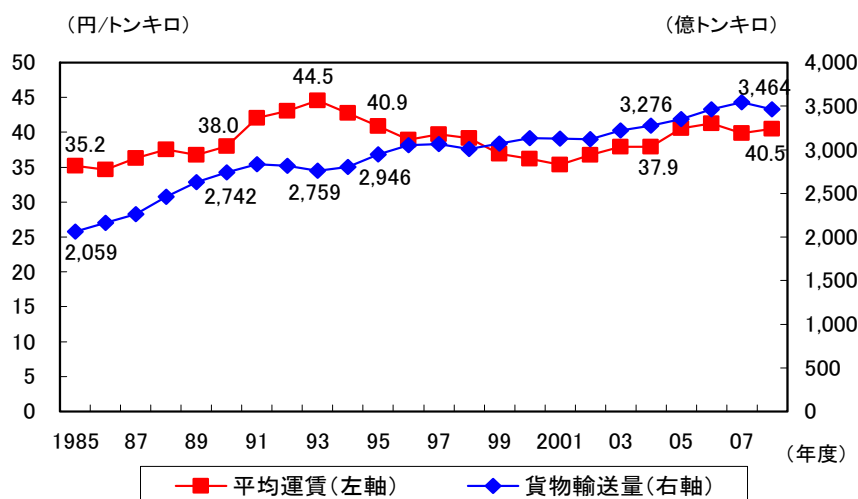
図表2-11 トラック分野における主な規制・制度改革

年 月	主な内容
1990.12	○参入規制の緩和・需給調整規制の撤廃 ・事業免許制→許可制 ○運賃規制の緩和 ・認可制→事前届出制
2003.4	○参入規制の一層の緩和 ・営業区域制度 <sup>25</sup> を撤廃し、最低保有台数を全国一律5台に <sup>26</sup> ○運賃規制の緩和 ・事前届出制→事後届出制

### ② 市場動向

自動車貨物運送需要はバブル期後の90年代前半に伸び悩んだものの、趨勢的には増加基調を維持しており、2008年度には3,464億トンキロとなっている。料金水準の推移をみると、90年代に入って上昇し、90年度の38.0円/トンキロから93年度には44.5円/トンキロとなった。その後それをピークとして低下に転じたが、2000年度から2006年度まで再び上昇し、2008年度には40.5円/トンキロとなった（図表2-12）。

図表2-12 平均運賃及び自動車貨物輸送需要



(備考) 1. 国土交通省「陸運統計要覧」より作成。  
2. 平均運賃は、貨物収入(円)／貨物キロ(トン・キロ)より求めた。

<sup>25</sup> 一般貨物自動車運送事業について、発地及び着地のいずれもが営業区域外に存在する貨物の運送を禁止する制度。

<sup>26</sup> 当時の営業区域制度では、トラック事業の許可基準となる車両保有台数は、拡大営業区域で15台とされていた。

### ③ 推計結果

ここでは、1990年12月の物流二法（貨物自動車運送事業法、貨物運送取扱事業法）の施行以降の規制・制度改革によってもたらされた消費者余剰の増加分を推計した。その際、トレンドを除去して求めた価格低下を、規制・制度改革によってもたらされた価格低下として捉えた（推計方法の詳細については参考2を参照されたい）。

以上の前提に基づく推計結果によると、2005年度から2008年度にかけての利用者メリットの増加分は4,826億円となった（図表2-13）。

図表2-13 トラック分野の規制・制度改革による利用者メリット  
(単位：億円)

年度	2005	2008
利用者メリット	27,100	31,926
2005年度から2008年度にかけての増加	4,826	

(備考) 推計方法の詳細については、参考2参照。

## 2.5 自動車登録検査制度

### ① 規制・制度改革の概要

車検制度については、自動車の品質の向上や自動車ユーザーの負担の観点から、規制・制度改革が議論されてきた。このような流れを受け、1995年7月において自動車登録検査制度が見直され、これにより点検整備項目の簡素化、6か月点検義務の廃止、前整備・後検査の義務付け廃止（ユーザー車検<sup>27</sup>が可能になる）、車検有効期間の延長などが実施された（図表2-14）。

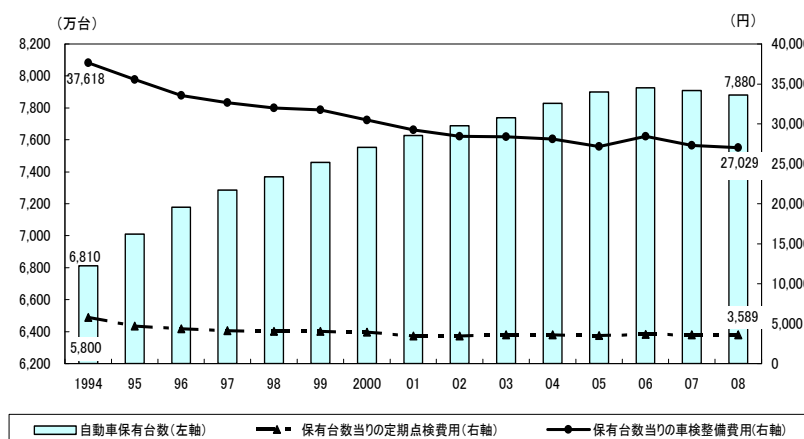
図表2-14 車検制度に係る主な規制・制度改革

年 月	主な内容
1995. 7	○自動車登録検査制度の見直し ・点検整備項目の簡素化 ・6ヶ月点検義務の廃止 ・前整備・後検査の義務付け廃止（ユーザー車検 <sup>27</sup> が可能に） ・車検有効期間の延長（車齢11年を超える自家用自動車等の自動車検査証の有効期間を、1年から2年に延長）

### ② 市場動向

自動車保有台数は2006年度までは増加傾向が見られたが、2007年度以降減少し、2008年度には7,880万台となっている。また、保有台数当たりの点検費用及び車検費用は規制・制度改革後の95年度以降緩やかな低下傾向を示しており、2008年度には、定期点検費用は3,589円、保有台数当たりの車検整備費用は27,029円となった（図表2-15）。

図表2-15 自動車保有台数当たりの定期点検・車検整備費用



- (備考) 1. (社)日本自動車整備振興会連合会編「自動車整備白書」、(財)自動車検査登録協力会編「わが国の自動車保有動向」等より作成。  
 2. それぞれの保有台数当たりの費用は、定期点検、車検整備それぞれの売上高を自動車保有台数で除したものの。

<sup>27</sup> 従来は、車検前に24ヶ月点検整備を行う義務があったため（前整備）、検査手数料とともに点検整備料も併せて支払う必要であったが、ユーザー車検の場合は、車の所有者（ユーザー）が整備工場を通さず車検申請するため、検査手数料のみ支払えばよい。

### ③ 推計結果

ここでは、1995年7月以降の規制・制度改革によってもたらされた利用者メリットを推計した。車検の需要は必ずしも価格に依存するものではないことから、需要曲線は垂直になっている。このため、利用者メリットの推計は定期点検・車検整備に要する費用がどれくらい減少したかによって推計した（推計方法の詳細については参考2を参照されたい）。

以上の前提に基づく推計結果によると、2005年度から2008年度にかけての利用者メリットの増加分は41億円となった（図表2-16）。

図表2-16 車検制度に係る規制・制度改革による利用者メリット  
(単位：億円)

年度	2005	2008
利用者メリット	9,385	9,426
2005年度から2008年度にかけての増加	41	

(備考) 推計方法の詳細については、参考2参照。

### 3 エネルギー

#### 3.1 電力

##### ① 規制・制度改革の概要

電力分野においては、90年代に入ると料金の内外価格差や為替差益の還元についての関心が高まるとともに、先進国で既に電力分野における自由化が進展していたこと、技術革新により小規模分散型電源の開発・導入が現実的になってきたこと等の事情もあって、制度の見直しがなされるに至った。1995年12月にはヤードスティック査定方式が導入され、2005年4月には50kW以上のすべての高圧需要家（小規模工場等）まで自由化範囲が拡大されるとともに、振替供給料金の廃止、必要に応じた周波数変換設備の整備、スポット取引を実現する託送制度の整備など卸電力取引市場が整備されている（図表3-1）。

図表3-1 電力分野における主な規制・制度改革

年 月	主な内容
1995. 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○改正電気事業法施行</li> <li>■競争原理の導入               <ul style="list-style-type: none"> <li>・卸供給事業<sup>28</sup>への入札制度の導入、参入規制の撤廃</li> <li>・特定電気事業<sup>29</sup>の創設</li> </ul> </li> <li>■新しい料金制度の導入               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤードスティック査定（効率化の度合いを事業者間で相対評価しその結果を料金認可に反映させることによって、効率化努力を促進する）</li> <li>・燃料費調整制度（±5%を超える燃料費の変動について、3か月ごとに料金に反映させる制度。事業者の経営効率化努力の透明性を高める）</li> <li>・選択約款の導入（発電設備の効率化に資する料金メニュー<sup>30</sup>については認可制から届出制に変更。事業者の主体的な料金設定が可能に）</li> </ul> </li> </ul>
2000. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○改正電気事業法施行</li> <li>■一層の競争促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別高圧需要家<sup>31</sup>への電力供給（小売）自由化（特定規模電気事業<sup>32</sup>の創設）</li> <li>・小売託送制度の整備（取引時のガイドライン<sup>33</sup>公表）</li> </ul> </li> <li>■料金規制の緩和               <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制部分の料金について、引下げ時は認可制から届出制に変更し機動的な料金改定が可能に</li> </ul> </li> </ul>
2004. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○改正電気事業法一部施行</li> <li>■小売自由化範囲の拡大（全販売電力量の約26%→約40%）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・500kW以上の高圧需要家（スーパー・中小ビル・中規模工場等）に自由化範囲を拡大<sup>34</sup></li> </ul> </li> </ul>

<sup>28</sup> 一般電気事業者（10電力会社）に対して一般電気事業の用に供するための電気を供給する（電力を卸し売りする）発電出力200万キロワット以下の事業。

<sup>29</sup> 一定の供給地点における需要家に対して自らの供給設備により電気の供給を行う（自前の発電設備からの電気を直接需要家に供給する）事業。需要家に対する供給義務を負う。

<sup>30</sup> 季節別・時間帯別料金制度、深夜電力料金制度など、ピーク時の需要を抑制し、夜間等の低需要期への負荷移行を図るメニュー。

<sup>31</sup> 電気の使用者の規模が、①一般電気事業者が維持・運営する特別高圧電線路（概ね2万ボルト以上）から受電し、②使用最大電力が原則2,000キロワット以上のものをいう（特定規模需要）。ただし沖縄電力については、①について6万ボルト以上、②について原則2万キロワット以上の需要家とする。

<sup>32</sup> 特定規模需要に対し、一般電気事業者の有する送電線を使って電気を供給する事業。

<sup>33</sup> 公正取引委員会・経済産業省「適正な電力取引についての指針」。

<sup>34</sup> 沖縄電力の自由化の範囲は、特別高圧需要家（原則2,000キロワット以上）に拡大された。



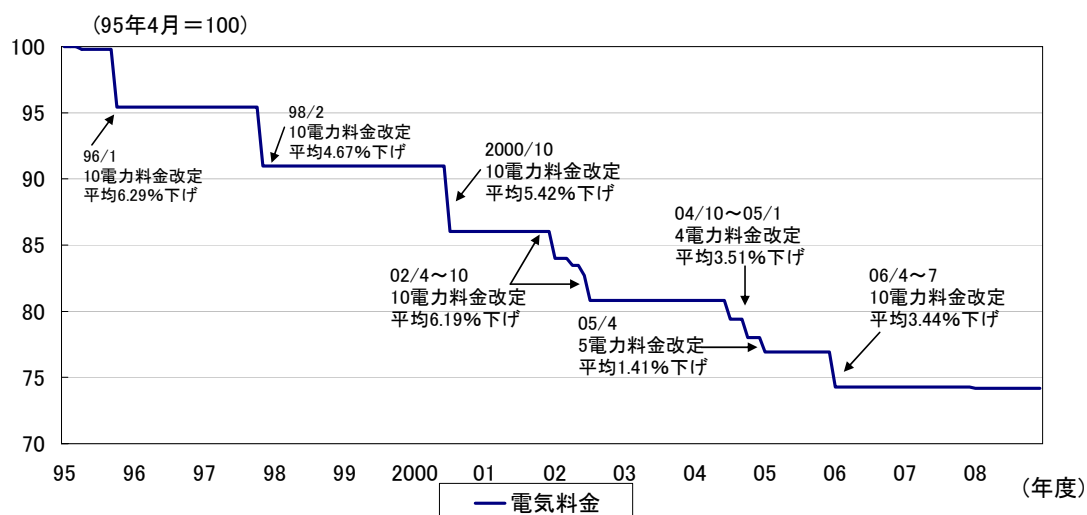
図表 3-1 電力分野における規制・制度改革（続き）

年 月	主な内容
2005. 4	○改正電気事業法全面施行 ■小売自由化範囲の拡大（全販売電力量の約 63%） ・50kW 以上のすべての高圧需要家（小規模工場等）まで自由化範囲を拡大 ■卸電力取引市場の整備 ・振替供給料金の廃止 <sup>35</sup> 、必要に応じた周波数変換設備の整備、スポット取引を実現する託送制度の整備
2006. 12	○接続供給制度について「適正な電力取引適正の指針」を改定

② 市場動向

電力の料金改定の推移をみると、90年代後半から2008年度に至るまで、燃料費の変動による影響を除いた電気料金（電灯電力平均単価）は一貫して低下しているが、これは競争制度や新しい料金制度導入等の規制・制度改革による効果が大いことを示していると考えられる（図表3-2）。また需要については、各年の景気動向や気温に左右されるものの概して増加しており、2008年度には8,889億kWhとなった（図表3-3）。

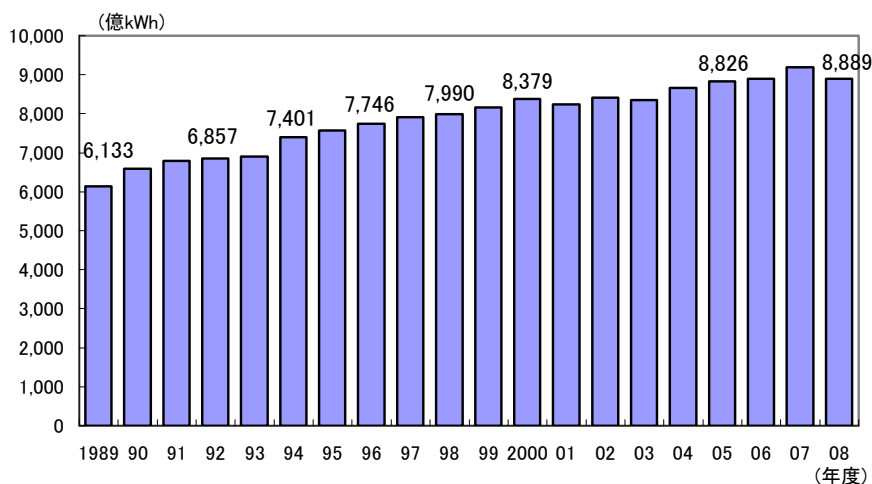
図表 3-2 電気料金



- (備考) 1. 経済企画庁「近年の規制緩和による経済効果の定量的試算」及び電気事業連合会公表資料等より作成。  
 2. 燃料費調整制度を除く価格改定分を抽出した。また、2000年10月以降は規制部分（自由化対象外）の引下げ幅を表す。

<sup>35</sup> 従来は、発電した電力を電力会社の送電網を使って託送し、顧客に電力を販売するPPS事業者（特定規模電気事業者）は、電力会社をまたぐごとに振替供給料金が課されていたため、小売料金が割高になるという「パンケーキ問題」が生じていた。

図表 3-3 電力需要（販売電力量）



(備考) 1. 電力会社 10 社の販売電力量合計。  
2. 電気事業連合会資料より作成。

### ③ 推計結果

ここでは、95年の電気事業法改正以降にもたらされた価格の低下と需要の変化を、規制・制度改革によるものとして、消費者余剰の増加分を推計した（推計方法の詳細については参考2を参照されたい）。

以上の前提に基づく推計結果によると、2005年度から2008年度にかけての利用者メリットの増加分は1兆30億円となった（図表3-4）。

図表 3-4 電力分野の規制・制度改革による利用者メリット  
(単位：億円)

年度	2005	2008
利用者メリット	52,619	62,648
2005年度から2008年度にかけての増加	10,030	

(備考) 推計方法の詳細については、参考2参照。

## 3.2 都市ガス

### ① 規制・制度改革の概要

都市ガス事業<sup>36</sup>においては、1995年3月に改正ガス事業法が施行されるに伴いヤードステイック的査定方式が導入されて以降、様々な規制・制度改革が実施されるに至っている。1999年11月には小売自由化範囲が200万m<sup>3</sup>以上から100万m<sup>3</sup>以上に、2004年4月には100万m<sup>3</sup>以上から50万m<sup>3</sup>に、さらに2007年4月には50万m<sup>3</sup>以上から10万m<sup>3</sup>以上へと拡大されている。また料金規制も緩和されており、1999年11月には供給約款値下げ時及び選択約款の料金改定が認可制から届出制となり、また2004年4月には大口供給の許可制が変更命令付き届出制へ緩和されている（図表3-5）。

図表3-5 都市ガス分野における主な規制・制度改革

年 月	主な内容
1995. 3	○改正ガス事業法施行 ■大口供給制度の創設 ・年間契約使用量が200万m <sup>3</sup> 以上の需要家に対する参入・料金規制を撤廃 ■新しい料金制度の導入 ・ヤードステイック的査定 ・原料費調整制度
1999. 11	○改正ガス事業法施行 ■一層の競争促進 ・小売自由化の拡大（200万m <sup>3</sup> 以上→100万m <sup>3</sup> 以上） ・託送供給制度の法定化 <sup>37</sup> ■料金規制の緩和 ・供給約款値下げ時及び選択約款 <sup>38</sup> の料金改定を認可制から届出制とし機動的な料金改定が可能に
2004. 4	○改正ガス事業法施行 ■より一層の競争促進 ・小売自由化範囲の追加拡大（100万m <sup>3</sup> 以上→50万m <sup>3</sup> 以上） ・託送供給制度の充実・強化 <sup>39</sup> ・大口供給の許可制を変更命令付き届出制に緩和
2007. 4	○ガス事業法施工規則の一部改正 ・小売自由化範囲をさらに拡大（50万m <sup>3</sup> 以上→10万m <sup>3</sup> 以上）

<sup>36</sup> 本分析では、ガス事業法上「一般の需要に応じ、導管によりガスを供給する」事業として定義される「一般ガス事業」を指す。

<sup>37</sup> 自分のガス導管を持たない大口ガス事業者が都市ガス事業者の導管を利用して需要家へガスを供給する（接続供給）際の料金設定については、従来事業者間の交渉によって決定されていたが、これを「託送供給約款」としてルール化し、経済産業大臣に届け出た上で公表することが義務付けられた。

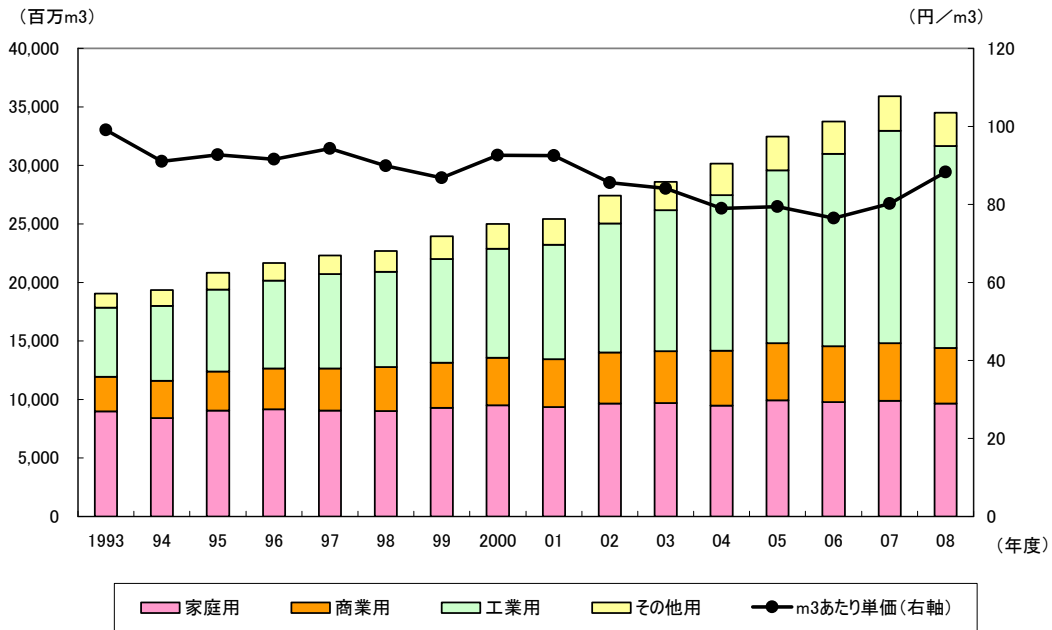
<sup>38</sup> 事業者の効率的な事業運営に役立つ供給料金・条件。需要家が契約時に供給約款（すべての需要家に適用される供給料金・条件）との間で選択が可能。

<sup>39</sup> すべてのガス供給用の導管を保有又は運営するものに対し、他の者からガスの接続供給を要請された場合に、正当な理由なくこれを拒むことができないものとする「託送供給義務」を制度化し、自由化されたガス市場において需要家の実質的な選択肢の拡大を図った。

## ② 市場動向

大手都市ガス4社<sup>40</sup>における都市ガスの $m^3$ 当たり平均価格は、90年代後半以降、原料価格が上昇しているにもかかわらず低下していたが、2006年度以降上昇傾向を示しており、2008年度には88円/ $m^3$ となった。一方、全国の都市ガス需要は、93年度以降増加傾向にあったが、2007年度から2008年度にかけて減少し、2008年度には345億 $m^3$ となった（図表3-6）。

図表3-6 都市ガス販売量及び $m^3$ 当たり平均価格



- (備考) 1. 資源エネルギー庁「ガス事業年報」、各社公表資料等より作成。  
 2. 平均価格は都市ガス大手4社のガス売上高をガス販売量で除して求めた。  
 3. 販売量は、41.8605MJ/ $m^3$ に換算した値である。

## ③ 推計結果

ここでは、95年のガス事業法改正以降の、規制・制度改革によってもたらされた相対価格( $m^3$ 当たりの平均価格<sup>41</sup>と消費者物価との相対比)の低下による消費者余剰の増加分を推計した(推計方法の詳細については参考2を参照されたい)。

以上の前提に基づく推計結果によると、2005年度から2008年度にかけての利用者メリットの増加分は3,353億円となった(図表3-7)。

図表3-7 都市ガス分野の規制・制度改革による利用者メリット  
(単位: 億円)

年度	2005	2008
利用者メリット	4,453	7,806
2005年度から2008年度にかけての増加	3,353	

(備考) 推計方法の詳細については、参考2参照。

<sup>40</sup> 東京ガス、大阪ガス、東邦ガス(名古屋)、西部ガス(福岡)。

<sup>41</sup> 2000年3月の「適正なガス取引についての指針」を踏まえ大手4社から公表されている大口料金の平均単価を参考とした。原料費調整制度による価格変動は除く。

### 3.3 石油製品

#### ① 規制・制度改革の概要

ガソリン等の石油製品は、1996年3月の特定石油製品輸入暫定措置法（特石法）の廃止により本格的な自由化の時代に入った。同年10月には指定地区制度が廃止され、2002年1月の石油業法廃止による需給調整規制の撤廃により、石油業は完全に自由化された（図表3-8）。

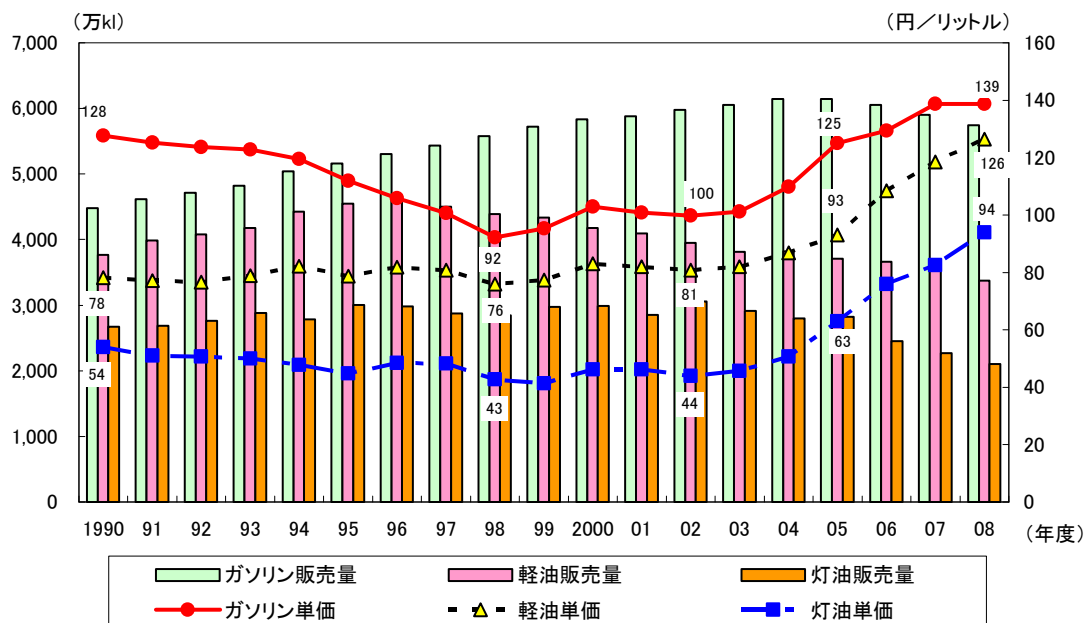
図表 3-8 石油製品分野における主な規制・制度改革

年 月	主な内容
1990. 3	○ガソリンスタンド建設指導、転籍ルール廃止 ・既存のガソリンスタンドが廃止された場合に限り新設を認める参入規制及びガソリンスタンドの元売系列の転籍を制限する規制を廃止
1996. 3	○特定石油製品輸入暫定措置法（特石法）廃止 ・ガソリン等の輸入が一定の要件のもとに自由化される
1996. 10	○指定地区制度廃止 ・通商産業大臣の指定によって、既存販売業者の経営が不安定な地域におけるガソリンスタンドの新設を制限する制度を廃止
1998. 4	○改正危険物の規制に関する政令施行 ・いわゆるセルフ方式のガソリンスタンド（有人セルフ SS）の設置が可能に
2002. 1	○石油業法廃止 ・石油産業の需給調整規制を撤廃し、完全自由化

#### ② 市場動向

規制・制度改革による競争激化・価格低下の動きは、94年度頃からみられ、特にガソリン価格については90年度の128円/リットルから98年度には92円/リットルにまで低下したが、その後は石油製品の原料となる原油価格の上昇に伴い、2008年度には139円/リットルとなった。軽油・灯油についてはガソリンほどの顕著な価格低下はみられないが、この間原油価格が上昇傾向にあったことを考えれば、規制・制度改革により競争が促進された結果、価格上昇が抑えられた面もあると考えられる。ただし、2003年度以降は原油価格の更なる上昇に伴い、ガソリンと同様に価格上昇がみられ、2008年度には、軽油は126円/リットル、灯油は94円/リットルとなった。一方、販売量についてはガソリンが価格低下につれて堅調な伸びを示したが、2006年度以降は減少しており、2008年度には5,747万k1となった。また、軽油と灯油の販売量は、90年代後半までは緩やかな増加傾向を示していたが、それ以降は減少傾向を示しており、2008年度には、軽油は3,372万k1、灯油は2,105万k1となった（図表3-9）。

図表 3-9 石油製品の価格及び需要



(備考) 1. 石油情報センター、石油連盟公表資料より作成。  
 2. 石油製品価格は、石油情報センター公表の月次全国平均価格を月別販売量で加重平均して求めた。

③ 推計結果

ここでは、90年のガソリンスタンドに関する規制・制度改革についての効果がみられはじめた94年度以降の消費者余剰の増加を推計しているが、その際、トレンドおよび原油価格の影響を除去して求めた価格低下を、規制・制度改革によって生じた価格低下として捉えた(推計方法の詳細については参考2を参照されたい)。

以上の前提に基づく推計結果によると、2005年度から2008年度にかけての利用者メリットの増加分は1兆1,972億円となった(図表3-10)。

図表 3-10 石油製品分野の規制・制度改革による利用者メリット  
 (単位：億円)

年度	2005	2008
利用者メリット	27,828	39,800
2005年度から2008年度にかけての増加	11,972	

(備考) 推計方法の詳細については、参考2参照。

## 4 金融（株式売買委託手数料）

### ① 規制・制度改革の概要

株式売買委託手数料は、1985年以降数回の引下げが実施されてきたが、92年1月の証券取引審議会報告において手数料の固定制の見直しが提言され、まず大口取引に係る手数料の自由化が打ち出された。その後、自由化が段階的に進められ、99年に完全自由化を達成している（図表4-1）。

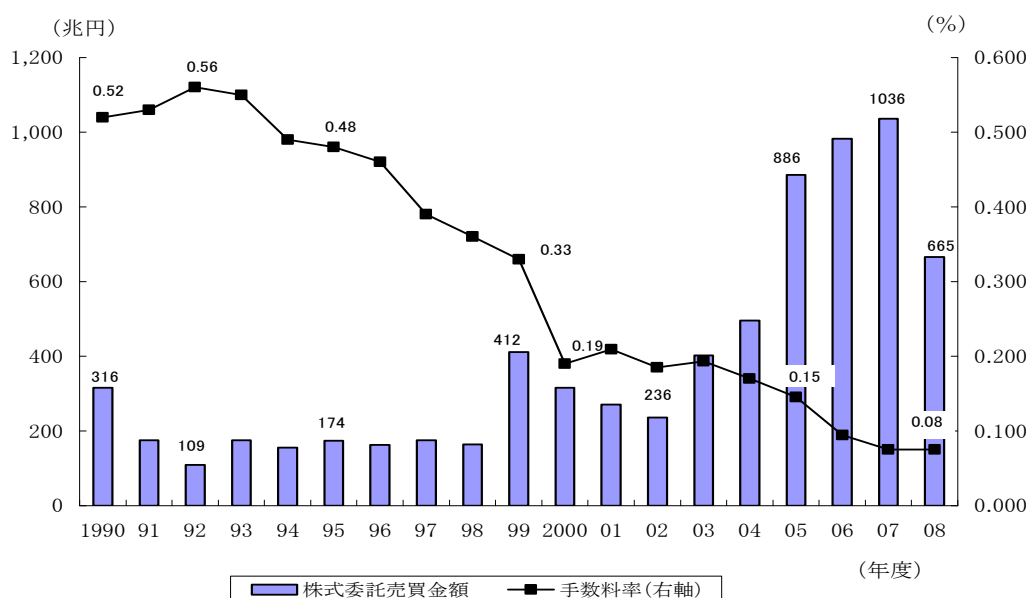
図表4-1 株式売買委託手数料に係る主な規制・制度改革

年月	主な内容
1994.4	○大口取引に係る手数料の自由化スタート
1999.10	○手数料の完全自由化
2004.12	○証券取引法の一部改正 ・銀行による証券仲介業務の解禁

### ② 市場動向

平均の手数料率をみると、92年度の0.56%から2000年度には0.19%まで大きく下落し、2008年度にはさらに0.08%まで下落した。株式受託売買金額の動向をみると、90年度には316兆円であったが、バブル崩壊によって91、92年度と激減し3割程度の水準となった。93年度にはやや戻し、98年度までは200兆円弱で推移した。2007年度には1,036兆円にまで達したが、2008年度には減少して665兆円となった（図表4-2）。これらの動きは、基本的には、近年IT化が急速に進み、オンライン取引が容易になる中、手数料率を低く設定できるオンライン証券等の台頭が、株式受託売買金額の増加あるいは手数料率の押下げに寄与した結果と考えられる。ただし、2008年度には、サブプライムローン問題等の影響を受けて低下した。

図表4-2 株式委託売買金額及び手数料率



(備考) 1. 東京証券取引所「東証総合取引参加決算概況」等より作成。  
2. 東証正会員証券会社の3月期実績である。

### ③ 推計結果

ここでは、94年以降の手数料率の引下げによってもたらされた消費者余剰の増加を推計した（推計方法の詳細については参考2を参照されたい）。

以上の前提に基づく推計結果によると、2005年度から2008年度にかけての利用者メリットの増加分は1,040億円となった（図表4-3）。

図表 4-3 株式売買委託手数料に係る規制・制度改革による利用者メリット  
(単位：億円)

年度	2005	2008
利用者メリット	3,864	4,904
2005年度から2008年度にかけての増加	1,040	

(備考) 推計方法の詳細については、参考2参照。



## 5 飲食料品

### 5.1 米

#### ① 規制・制度改革の概要

米分野の規制・制度改革は、1995年11月の「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（新食糧法）に盛り込まれた規制・制度改革（出荷取扱業者、卸売・小売業者の指定・許可制から届出制への変更、流通規制の緩和、市場原理の導入等）から始まっている。その後2004年4月には、食糧法の改正により計画流通制度が廃止されたため、米の流通ルートは原則自由化された（図表5-1）。

図表 5-1 米分野における主な規制・制度改革

年 月	主な内容
1995. 11	○新食糧法施行（食管法廃止） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミニマム・アクセス輸入米を含めた需給見通し等を内容とする基本計画を策定し、全体需給を調整</li> <li>・民間流通による自主流通米を流通の主体とするとともに、規制緩和による流通の合理化<sup>42</sup></li> <li>・自主流通米価格形成センターを設置し、政府米<sup>43</sup>の買入価格の決定に自主流通米価格の動向を反映</li> </ul>
1997. 11	○「新たな米政策大綱」策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・稲作経営安定対策（官民拋出の資金を用い、自主流通米の価格下落が稲作経営に及ぼす影響を緩和）の導入</li> <li>・備蓄運営ルールの確立<sup>44</sup></li> <li>・需給実勢を反映した価格形成を図る観点から自主流通米の値幅制限の緩和、撤廃（98年産米より）</li> </ul>
2002. 12	○「米政策改革大綱」策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・需給調整について、農業者・農業者団体が主役となる仕組みを段階的に構築</li> </ul>
2004. 4	○改正食糧法施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画流通制度を廃止して流通ルートを原則自由化<sup>45</sup>（米穀取扱事業者は登録制から届出制へ）</li> <li>・自主流通米価格形成センターを「コメ価格センター」に改め、入札以外の取引を認め、また取引可能な参加者を拡大する等、需給実勢を的確に反映した透明性ある価格形成を構築</li> </ul>

<sup>42</sup> 具体的には、出荷取扱業者及び販売業者の登録制、計画外流通米（従来の「自由米」）販売の公認等が規定された。

<sup>43</sup> 政府米は、自主流通米同様、検査後に国が貯蔵や販売について直接管理される米。

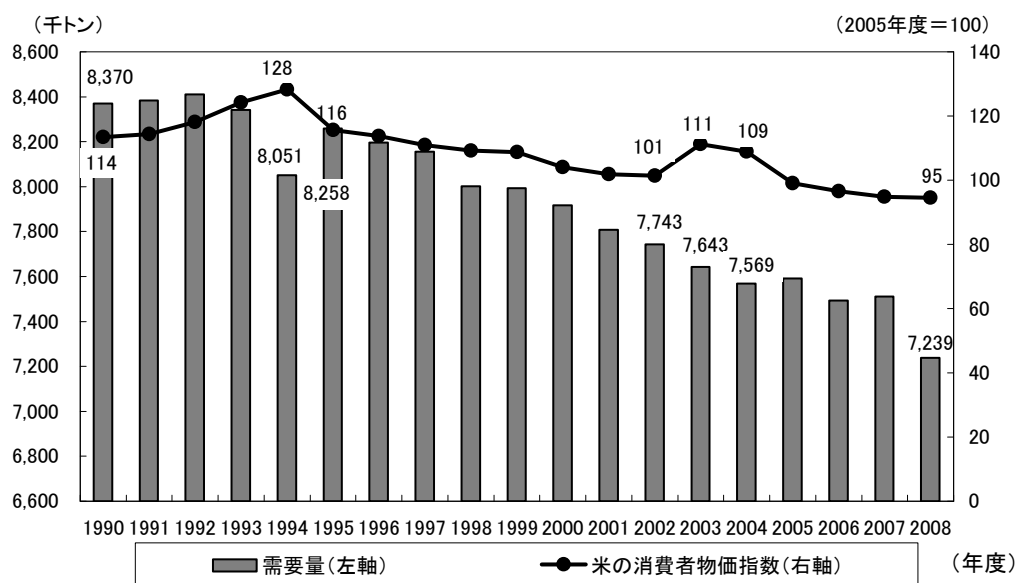
<sup>44</sup> 実際の販売数量が販売計画数量に達しない場合の買入数量は買入計画数量からその販売未達数量を差し引いた数量とする等のルールを確立した。

<sup>45</sup> 旧食糧法では、計画流通米の集荷先は第一種、第二種登録出荷取扱業者、及び自主流通法人に限られ、またこれらの業者でなければ登録卸売業者、登録小売業者への販売ができなかったため、流通ルートが固定化されていたが、改正食糧法により、複線型・交差型の種々の流通ルートが発生しうることとなった。ただし、自由取引の円滑な実施を確保するため、販売事業者に対する債務保証事業を行ってこれを支援することとし、併営する集荷円滑化事業とあわせ、従来の「全国食糧信用協会」が新たに「米穀安定供給確保支援機構」に変更され、同機構が法上の米穀機構として指定された。

## ② 市場動向

米の総需要量は、1990年度の8,370千トンから2008年度には7,239千トンにまで減少している。これは基本的には食生活に関する嗜好の趨勢的变化によるものと考えられる。一方、米価の動向を消費者価格でみると、90年代前半は上昇したものの、新食糧法が施行された95年度以降については、2003年の不作による米価の上昇を除いて、前述の需給緩和を反映して2008年度まで緩やかに低下した（図表5-2）。

図表 5-2 米の消費者価格と総需要量



- (備考) 1. 総務省「消費者物価指数」、農林水産省「食料需給表」より作成。  
 2. 消費者価格は消費者物価指数における「うるち米」とした。  
 総需要量は国内消費仕向量（純食料〔主食用〕）を使用した。

## ③ 推計結果

ここでは、1995年11月の米分野における規制・制度改革がもたらした利用者メリットを推計した。その際、トレンドを除去して求めた価格低下を、規制・制度改革によって生じた価格低下として捉えた（推計方法の詳細については参考2を参照されたい）。

以上の前提に基づく推計結果によると、2005年度から2008年度にかけての利用者メリットの増加分は1,465億円となった（図表5-3）。

図表 5-3 米分野の規制・制度改革による利用者メリット  
 (単位：億円)

年度	2005	2008
利用者メリット	10,089	11,555
2005年度から2008年度にかけての増加	1,465	

(備考) 推計方法の詳細については、参考2参照。

## 5.2 酒類販売

### ① 規制・制度改革の概要

酒類販売の規制・制度改革については、1991年7月の「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の公表以後始まっている。その後、酒類販売の規制・制度改革は促進され、酒販免許制度や取引慣行等について、消費者利益向上や免許基準の透明化・公平化を図る観点から既存制度の見直し等が推進され、需給調整要件として残っていた人口基準も、2003年8月末をもって廃止されている<sup>46</sup>（図表5-4）。

図表5-4 酒類販売に係る主な規制・制度改革

年 月	主な内容
1991. 7	○公正取引委員会 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針 <sup>47</sup> 」公表
1993. 9	○期限付酒類小売業免許の取扱いに関する通達 ・酒類販売業者が輸入酒フェア等を実施する際の期限付酒類小売業免許の取扱いを緩和
1996. 11	○みりん小売免許の付与 ・食料品店等に対し調味料として用いられるみりんにつき、酒類小売業免許を付与
1998. 4	○国税庁「公正な競争による健全な酒類産業の発展のための指針」制定 ・酒類取引時の価格や取引条件等についての公正なルールについて基本的な考え方を提示
1998. 9	○需給調整要件の人口基準緩和開始 ・基準人口を1,500人から1,450人に緩和（大都市部） ・以降4度にわたって段階的に緩和を進める
2001. 1	○需給調整要件の距離基準廃止
2003. 7	○「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」施行 ・2003年9月から始まる酒販免許の自由化（改正酒税法）を前に、自由化による中小酒販店への影響を鑑み、全国922地域を「緊急調整地域」に指定 <sup>48</sup>
2003. 9	○需給調整要件の人口基準廃止 ・緊急調整地域以外での酒販免許の自由化開始

<sup>46</sup> これら施策の結果、90年代半ばから酒類販売業免許場数は大きく増加し、それまでの16万場前後から2007年度には20.2万場に達した。これは、スーパーやコンビニの店舗が新たに免許を付与された結果であると推察される。なお、2005年8月末までの時限立法として2003年4月に成立（7月から施行）した「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」によって、酒類の販売業を継続することが困難な酒類小売販売場の占める割合が著しく高い等の要件に該当する地域で、税務署長が「緊急調整地域」として指定した場合、当該地域における酒類小売業免許の付与や他地域からの酒類小売販売場の移転許可が1年間凍結された。

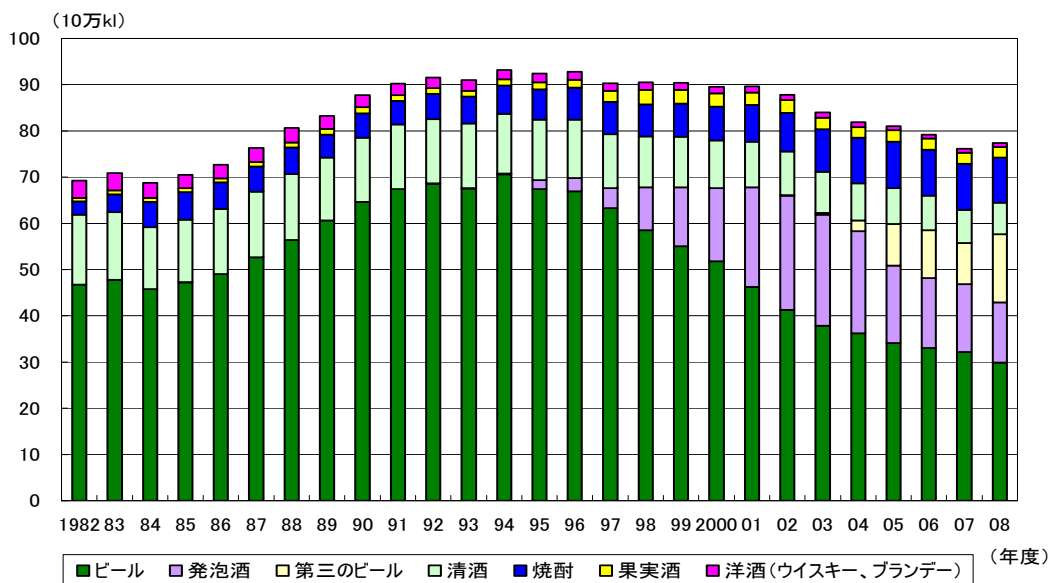
<sup>47</sup> 事業者間取引、流通、輸入総代理店の3部構成で、28の取引類型に関し独禁法上違法となるケースを具体的に明らかにした。日米構造協議で公約した独禁法運用強化の一環として、公正取引委員会が91年7月に公表した。ガイドラインでは、共同ボイコットを課徴金の対象となるカルテルと認定したほか、株式の持ち合いを通じた排他的な系列取引に対し株式処分命令も辞さないことを明記した。また、不当な相互取引（互恵取引）や再販売価格の拘束、小売業者の優越的地位の乱用に対しても厳しい姿勢を打ち出した。酒類に関して言えば、その前年の公正取引委員会の要請に基づく、ビール各社の広告掲載（希望卸売・小売価格はあくまでも参考価格であり、各卸売・小売店の販売価格を拘束するものでない旨等を明記）開始に引き続く本指針の公表が、それ以降のいわゆるディスカウンターの急増、小売価格の一層の弾力化への契機となった。

<sup>48</sup> 一定の要件に該当する小売販売地域内を「緊急調整地域」に指定し、当該地域内では、1年間に限り、新規免許交付及び酒販店の転入が禁止された。その後、同緊急措置法が改正され、緊急調整地域の有効期間を1年延長し、2006年8月31日までとした。

## ② 市場の動向

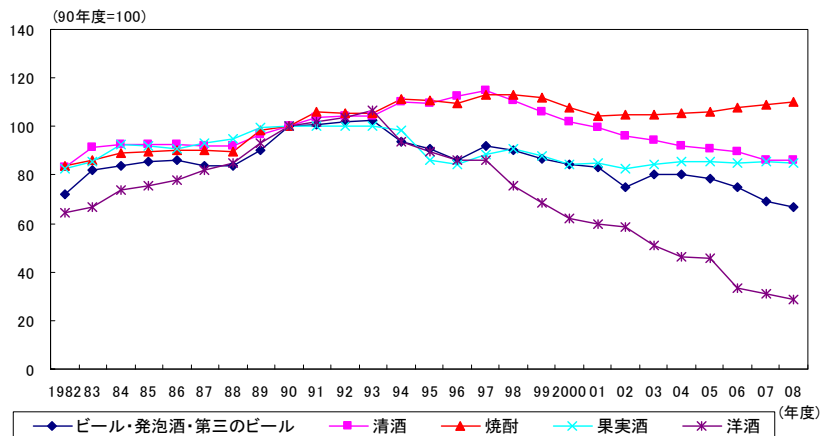
酒類の販売量は90年代前半まで増加傾向にあり、96年度に926万キロリットルとピークに達し、その後2008年度まで、第三のビールは増加したが、ビールと発泡酒は減少し、それ以外の品目は横ばい傾向を示した(図表5-5)。価格の動向について酒税分を除いた単価を調べると、ビール・発泡酒、洋酒については94年度から2008年度にかけて、清酒についても98年度から2008年度にかけて低下傾向にあった。焼酎と果実酒は、98年度から2000年度にかけて低下したものの、その後2008年度まで上昇した(図表5-6)。

図表 5-5 酒類販売量



- (備考) 1. ㈱日刊経済通信社「酒類食品統計年報」より作成。  
 2. 第三のビールの販売量については、2003年度以降の「その他ビール」の販売量から、第三のビールが登場する直近3年間(2000～2002年度)の「その他ビール」の年間平均販売量を差し引くことによって求めた。

図表 5-6 酒類価格(酒税抜き)



- (備考) 1. 国税庁「国税庁統計年報書」、㈱日刊経済通信社「酒類食品統計年報」等より作成。  
 2. 各酒類価格は(消費金額/販売数量) - (課税金額/課税数量)より求めた。

### ③ 推計結果

ここでは、需要関数の導出において、価格と需要との間に明確な負の相関関係が認められた清酒、ビール・発泡酒・第三のビール、果実酒を分析対象とした。そして、清酒については1998年9月における需給調整要件の人口基準緩和以降の利用者メリットを、ビール・発泡酒・第三のビール、果実酒については1991年7月における「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」公表以降の利用者メリットを推計した。なお、推計に当たっては、清酒は米価および単位あたり課税額の変化、ビール・発泡酒・第三のビール、果実酒はトレンドおよび単位あたり課税額の変化の影響を除去した価格を用い、その低下による消費者余剰の増加分を、規制・制度改革の進展による効果として推計した（推計方法の詳細については参考2を参照されたい）。

以上の前提に基づく推計結果によると、2005年度から2008年度にかけての利用者メリットの増加分は6,160億円となった（図表5-7）。

図表5-7 酒類販売に係る規制・制度改革による利用者メリット  
（単位：億円）

年度		2005	2008
利用者メリット	ビール・発泡酒 ・第三のビール	12,039	17,864
	清酒	1,981	2,222
	果実酒	901	995
	合計	14,921	21,081
2005年度から2008年度にかけての増加		6,160	

（備考）推計方法の詳細については、参考2参照。

## 6 再販指定商品（化粧品、医薬品）

### ① 規制・制度改革の概要

再販指定商品としては化粧品と医薬品を取り上げる。公正取引委員会は、1953～59年の間に化粧品、医薬品等の計9商品を再販指定商品としていたが、66年以降徐々にその削減を図り、97年には53年以降行われてきた再販指定商品の指定はすべて取り消されることとなった（図表6-1）。

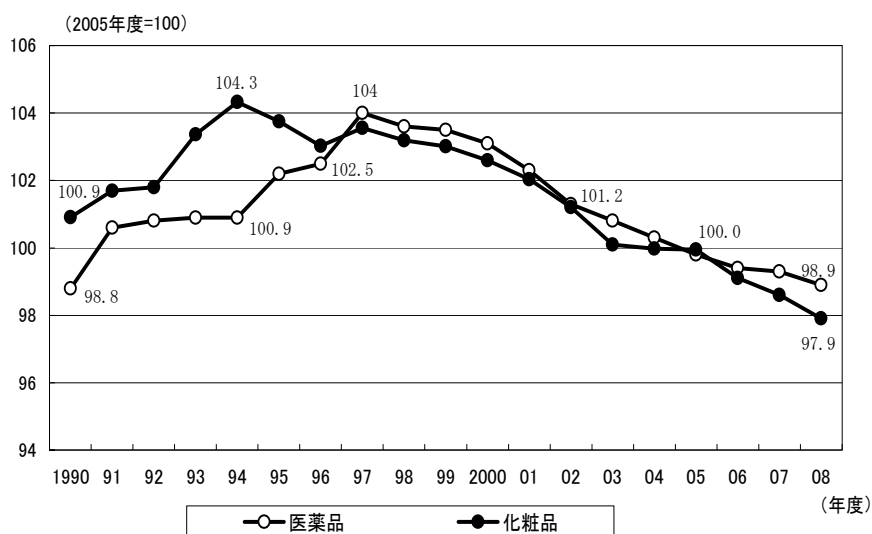
図表6-1 化粧品・医薬品の再販指定に係る主な規制・制度改革

年月	主な内容
1993.4	○再販指定商品を指定する告示改正 ・従来指定されていた品目のおおむね半数にあたる化粧品13品目、一般用医薬品12品目の指定を取消
1997.4	○再販指定商品を指定する告示廃止 ・93年の告示改正以後も指定されていた化粧品14品目、一般用医薬品14品目の指定を取消
2004.7	○医薬品の一般小売店における販売 ・医薬品のうち安全上問題のない約350品目を医薬部外品として一般小売店で販売が可能となった。

### ② 市場の動向

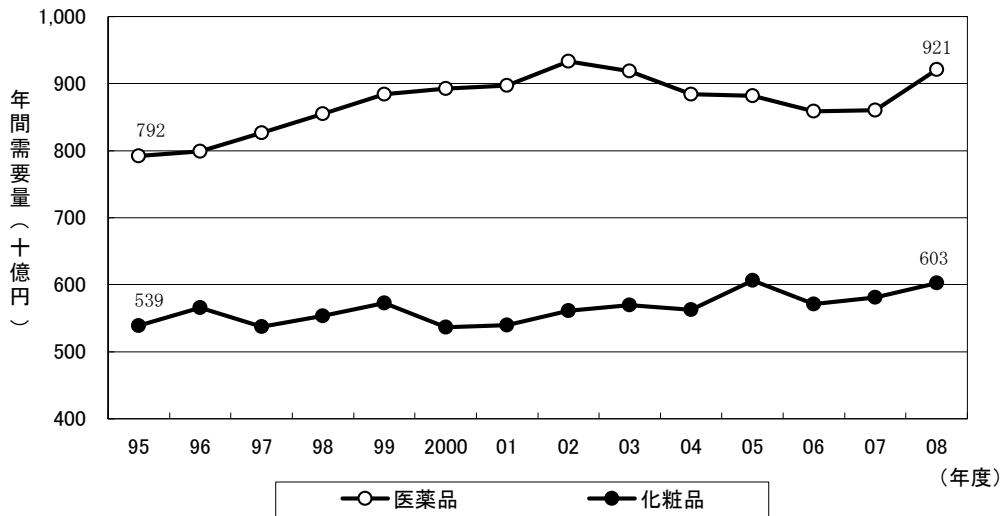
化粧品価格の推移を見ると、90年代前半は上昇基調にあったが、94年度以降おおむね横ばいで推移し、2000年度から2008年度まで下落傾向を辿った。また、医薬品については再販指定が全廃された97年度以降、それまでの上昇傾向が止まり、2000年度から2008年度に至るまで、化粧品と同様下落傾向を示した（図表6-2）。また、化粧品と医薬品の年間需要量はともに緩やかな増加傾向を示し、2008年度には、化粧品は6,027億円、医薬品は9,209億円となった（図表6-3）。

図表6-2 化粧品・医薬品の価格指数



（備考）総務省「消費者物価指数」より作成。

図表 6-3 化粧品・医薬品の年間需要量



- (備考) 1. 総務省「家計調査」より作成。  
 2. 年間需要量は、「家計調査」における世帯当たりの医薬品と化粧品それぞれの支出額を世帯数に乗じることにより総額を求め、それらを消費者物価指数(2005年=1.0)で除したもの。

③ 推計結果

ここでは、97年4月における両商品の再販指定商品の指定廃止以降の規制・制度改革によりもたらされた利用者メリットを推計した。その際、トレンドを除去して求めた価格低下を、規制・制度改革によってもたらされた価格低下として捉えた(推計方法の詳細については参考2を参照されたい)。

以上の前提に基づく推計結果によると、2005年度から2008年度にかけての利用者メリットの増加分は642億円となった(図表6-4)。

図表 6-4 化粧品・医薬品の再販指定に係る規制・制度改革による利用者メリット (単位: 億円)

年度		2005	2008
利用者メリット	化粧品	137	293
	医薬品	515	1,002
	合計	653	1,295
2005年度から2008年度にかけての増加		642	

(備考) 推計方法の詳細については、参考2参照。

## 7 福祉・保育（保育）

### ① 規制・制度改革の概要

保育分野における規制・制度改革としては、エンゼルプランが策定され、保育所の量的拡大等の子育て支援のための施策が推進されたこともあって、さまざまな方策が実施されてきた（図表 7-1）。

1998 年 4 月には、本園と一体的に運営できる距離であれば、定員 30 人未満でも分園の設置が可能となり、医務室や調理室などの施設について弾力的な運用が認められるようになった。2000 年 3 月には、それまで地方自治体と社会福祉法人等に限定されていた保育所の設置主体制限が撤廃され、一定の基準を満たせば、保育所の設置が、社会福祉法人以外の民間主体（NPO、学校法人、その他の法人、株式会社等）でも可能となった。

一方、公立保育所の民営方式として、自治体の土地・建物等を民間企業に貸与して保育所の運営を委託する方式や、民間の保育事業者が建設した保育所を自治体がいったん買い上げ、あらためて自治体がそれを保育事業者に貸し付け運営を委託する PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）方式が推奨され、2001 年度から、PFI 方式による保育所建設が公費補助の対象となった。従来は、非営利の社会福祉法人や自治体が「認可保育所」を新設する場合には、国からその費用の半分、都道府県からは 4 分の 1、合計 4 分の 3 の補助金が交付されたが、民間事業者にも同等の補助が行き届くようになった。

また、2002 年 4 月には待機児童ゼロ作戦が開始され、公設民営方式の推進、保育所設備基準の弾力的運用、保育所定員の弾力運用などが可能となった。さらに、2008 年 4 月には、新待機児童ゼロ作戦が開始され、保育サービスの量的拡充と保育の提供手段の多様化、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進などが進められることとなった。

図表 7-1 保育分野における主な規制・制度改革

年 月	主な内容
1994. 4	○エンゼルプラン ・子育て支援の一環として認可保育所の定員数の弾力運用
1997. 4	○児童福祉法改正（翌年施行） ・小規模保育所の促進（保育所分園の促進）、保護者の保育所選定参入規制の一層の緩和
1998. 4	○保育施設の弾力的運用の開始 ・定員 30 人未満でも分園の設置が可能となる
1999. 12	○少子化対策実施基本方針策定 ・設置主体制限の撤廃 ・賃貸方式の許容 ・分園の定員規制、児童数規制緩和、分園のみ民間委託の許容、最低児童数の緩和
2000. 3	○保育所の設置主体制限の緩和 ・保育所の設置が、社会福祉法人以外の民間主体でも可能となる
2001. 4	○公費補助の対象拡大 ・PFI 方式による保育所建設も公費補助の対象となる



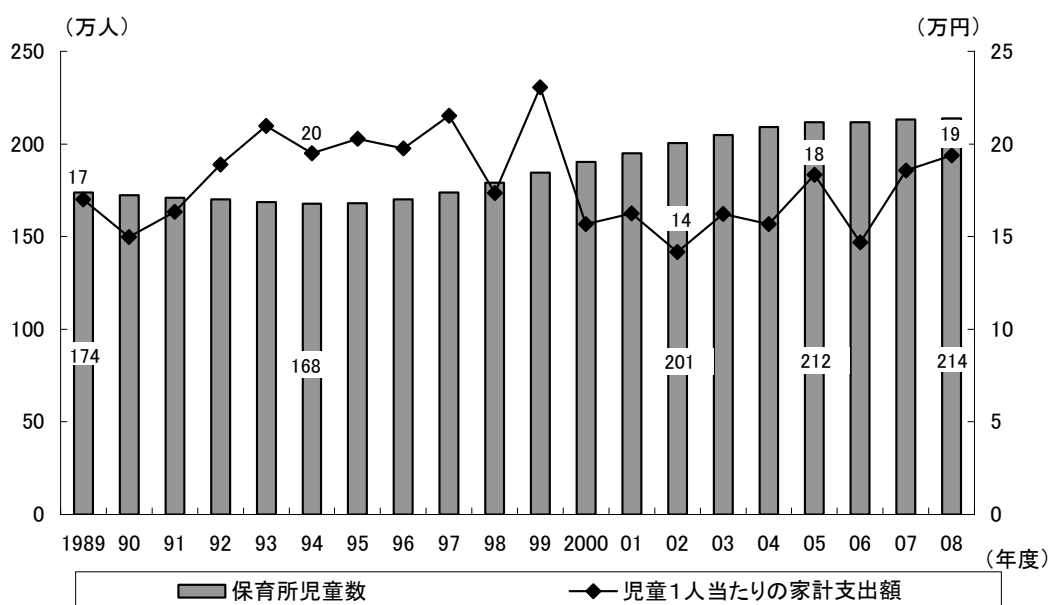
図表 7-1 保育分野における主な規制・制度改革（続き）

年 月	主な内容
2002. 4	○待機児童ゼロ作戦の開始 ・ 公設民営方式の推進 ・ 設備基準の弾力的運用 ・ 定員の弾力運用
2008. 4	○新待機児童ゼロ作戦 ・ 保育サービスの量的拡充と保育の提供手段の多様化 ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進
2008. 12	○児童福祉法改正 ・ 乳児家庭全戸訪問事業、家庭的保育事業の法制化

② 市場動向

認可保育所児童数は、1996年度以降一貫して増加しており、2008年度末では214万人となった。他方、保育児童1人当たりの年間家計支出額は、2000年度に低下し、その後15万から20万円で推移している（図表7-2）。

図表 7-2 認可保育所児童数と児童1人当たりの家計支出額



（備考）家計調査年報、社会福祉施設等調査、学校基本調査、地方教育費調査学校収入、子供の学習費調査（いずれも文部科学省）等より作成。

### ③ 推計結果

ここでは、1994年4月に策定されたエンゼルプラン以降の規制・制度改革によってもたらされた消費者余剰の増加分を推計した。推計に当たっては、児童1人当りの保育所年間利用額的一般物価に対する相対価格（児童1人当たり利用額/消費者物価指数（総合））の低下による消費者余剰の増加分を規制・制度改革の進展による効果として推計した。その際、トレンドを除去して求めた価格低下を、規制・制度改革によって生じた価格低下として捉えた。また、規制・制度改革がもたらした価格低下による需要増加（需要曲線に沿った需要の増加）のみならず、規制・制度改革による直接的な需要増加（需要曲線のシフト）も利用者メリットの推計に含めた（推計方法の詳細については参考2を参照されたい）。

以上の前提に基づく推計結果によると、2005年度から2008年度にかけての利用者メリットの増加分は487億円となった（図表7-3）。

図表7-3 保育分野の規制・制度改革による利用者メリット  
(単位：億円)

年度	2005	2008
利用者メリット	4,712	5,199
2005年度から2008年度にかけての増加	487	

(備考) 推計方法の詳細については、参考2参照。

## 8 医薬部外品・サプリメント<sup>49</sup>（栄養剤）

### ① 規制・制度改革の概要

医薬部外品<sup>50</sup>は、効能・効果面でみると、医薬品ほどでないものの一定の効果・効能を有する有効成分を一定量含有している。それゆえに規制面でみると、医薬品のような販売業の許可は不要であり、コンビニエンスストアでも販売できるという点では医薬品よりも規制が緩やかである。

医薬部外品の規制・制度改革としては、1999年には一般用医薬品のカテゴリーにあったものの一部が新指定医薬部外品に移行し、また2004年にも一般用医薬部外品のカテゴリーにあったものの一部が新範囲医薬部外品に移行している（図表8-1）。こうした医薬部外品への移行は、販売数量の増加と価格の低下を促す効果をもっていると考えられる。以下の分析では、医薬部外品のうちの栄養剤を取り上げ、栄養剤価格の低下による消費者余剰の増加を推計した。栄養剤の範囲としては、家計調査の分類に基づき、総合保健剤、ビタミン剤、肝油ドロップ、カルシウム剤、薬事法に基づく薬用酒等が含まれる。

図表8-1 医薬部外品に係る主な規制・制度改革の流れ

年 月	主な内容
1999. 3	○一部医薬品の新指定医薬部外品指定 ・のど清涼剤、健胃清涼剤、ビタミン剤、カルシウム剤、ビタミン含有保健剤など、厚生労働大臣が指定する医薬品が新指定医薬部外品とされた。
2004. 7	○一部医薬品の新範囲医薬部外品指定 ・いびき防止薬、カルシウム含有保健薬、うがい薬、健胃薬、口腔咽喉薬、コンタクトレンズ装着薬、殺菌消毒薬、しもやけ用薬、瀉下薬、消化薬、生薬含有保健薬、整腸薬、鼻づまり改善薬（外用剤のみ）、ビタミン含有保健薬（一部を除く）など、厚生労働大臣が指定する医薬品が新範囲医薬部外品とされた。

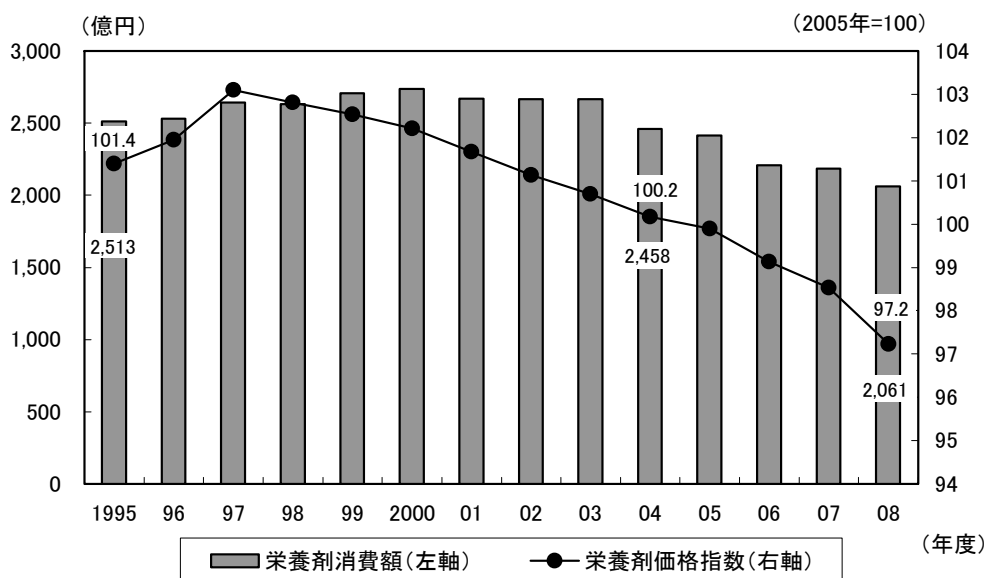
<sup>49</sup> サプリメントは一般的には健康食品と呼ばれるが、明確な定義はなく、医薬品・医薬部外品、特定保健用食品、栄養機能食品、食品など的一部から構成される。

<sup>50</sup> 医薬部外品とは、薬事法第2条第2項第1号及び第2号に掲げる目的のために使用される物であって人体に対する作用が緩和なもの、並びに第2項第3号の規定に基づき第1項第2号及び第3号に規定する目的のために使用される物のうち、厚生労働大臣が指定するものをいう。

## ② 市場動向

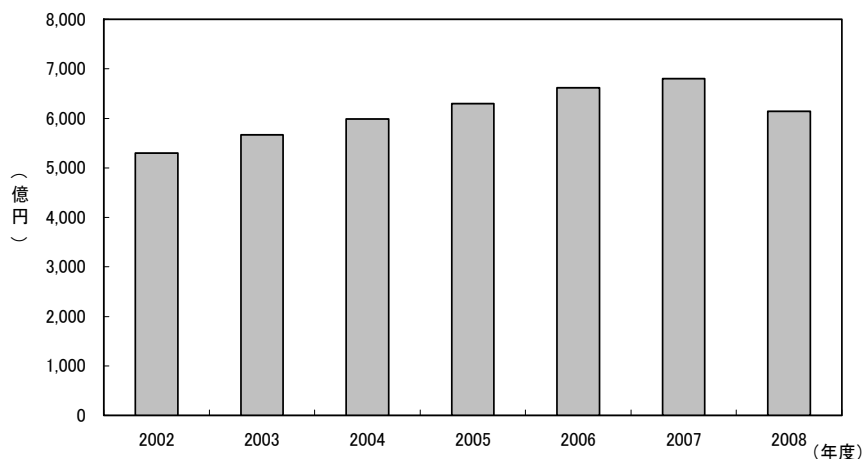
栄養剤の消費額と価格をみると、2003年度までは負の相関関係を示しており、価格低下が需要の増加をもたらしていたことを示唆しているが、2004年度から2008年度にかけては価格が低下しても需要は減少した（図表8-2）。この原因としては、2004年度以降に栄養剤の代替財に相当する健康食品類（いわゆるサプリメントを含む）に対する需要が増加したことが考えられる。ちなみに、健康食品の一部をなす特定保健用食品の販売額をみると、2007年度までは増加傾向が続いた（図表8-3）。

図表8-2 栄養剤の消費額と価格



- (備考)
1. 推計方法の詳細については、参考2参照。
  2. 栄養剤価格指数は、ビタミン剤A、ビタミン剤B、ドリンク剤を加重平均して求めた。
  3. 総務省「家計調査年報」「消費者物価指数」等より作成。

図表8-3 特定保健用食品販売額



(備考) (株)シード・プランニングのデータより作成。

### ③ 推計結果

ここでは、新指定医薬部外品の指定によって規制が緩和された1999年度以降の消費者余剰の増加分を推計した。推計にあたっては、栄養剤の相対価格の低下による消費者余剰の増加分を求めた。その際、トレンドを除去して求めた価格低下を、規制・制度改革による価格低下として捉えた（推計方法の詳細については参考2を参照されたい）。

以上の前提に基づく推計結果によると、2005年度から2008年度にかけての利用者メリットの増加分は131億円となった（図表8-4）。

図表8-4 栄養剤に係る規制・制度改革による利用者メリット  
(単位：億円)

年度	2005	2008
利用者メリット	186	317
2005年度から2008年度にかけての増加	131	

(備考) 推計方法の詳細については、参考2参照。

## 9 まとめ

本分析では、90年代以降の規制・制度改革が各分野の財・サービスの利用者にもたらした便益について、消費者余剰の増加を推計することによって明らかにした。移動体通信、石油製品、電力等の分野では、市場規模が大きく、規制・制度改革による価格低下も大きいため、利用者メリットの増加分は大きなものとなっている。また、これらの分野のみならず、需要曲線シフトによる影響が大きい保育分野や、需要の価格弾力性が大きい栄養剤等の分野においても、規制・制度改革による利用者メリットの増加がみられる。このように利用者メリットの増加が見込まれる分野については、今後とも規制・制度改革を検討する必要があると考えられる。

規制・制度改革による利用者メリットを今回の分析の対象とした15の分野について合計すると、2005年度から2008年度にかけての利用者メリットの増加分は5兆4,420億円となった(図表9)。

図表9 規制・制度改革による利用者メリット

(単位：億円)

分野		2005年度における利用者メリット	2008年度における利用者メリット	2005年度から2008年度にかけての増加
電気通信	移動体通信	34,059	47,756	13,697
運輸	国内航空	3,504	3,661	156
	鉄道	3,701	4,017	315
	タクシー	125	229	105
	トラック	27,100	31,926	4,826
	自動車登録検査制度	9,385	9,426	41
エネルギー	電力	52,619	62,648	10,030
	都市ガス	4,453	7,806	3,353
	石油製品	27,828	39,800	11,972
金融	株式売買委託手数料	3,864	4,904	1,040
飲食料品	米	10,089	11,555	1,465
	酒類販売	14,921	21,081	6,160
再販指定商品	化粧品・医薬品	653	1,295	642
福祉・保育	保育	4,712	5,199	487
医薬部外品・サプリメント	栄養剤	186	317	131
合計		197,200	251,620	54,420

(備考) 1. 各年度における利用者メリットとは基準年度と比較した場合のもの。利用者は、基準年度と比較した場合、規制・制度改革がなかった場合よりも、この金額だけ大きいメリットを各年度において享受している。

2. 推計方法等については参考1及び参考2を参照。

## 補論 規制・制度改革が開廃業を通じて雇用にもたらす効果

規制・制度改革の経済効果は、これまでにみた利用者メリットに限られるものではない。既に述べたように、規制・制度改革による事業者の新規参入や創意工夫による経済の活性化という効果も期待される。このような効果は、雇用の増加に寄与すると考えられる。その場合、既存事業者が雇用を増加させるほかに、企業の開業や廃業が促され、それを契機として入職や離職を通じて雇用を変化させることも考えられる。以下では各産業の雇用がどのように変化したかについて、規制・制度改革が進行した90年代以降に着目して、開廃業に伴う入職・離職の変化から明らかにした<sup>51</sup>。分析手順（詳細は参考4を参照されたい）は下記の通りである<sup>52</sup>。

- ① 各産業の就業者の入職率を各産業の事業所の開業率によって説明するモデル（入職率関数）を推計する。
- ② 各産業の就業者の離職率を各産業の事業所の廃業率によって説明するモデル（離職率関数）を推計する。
- ③ 開業率について、基準期間を改革以前の1991-94年とし、その時期に対する改革以降の上昇分を改革による開業率の変化とみなす。
- ④ 廃業率について、基準期間を改革以前の1991-94年とし、その時期に対する改革以降の上昇分を改革による廃業率の変化とみなす。
- ⑤ 開業率の変化を入職率関数の係数に乗じることによって改革による入職率の変化を求める。
- ⑥ 廃業率の変化を離職率関数の係数に乗じることによって改革による離職率の変化を求める。
- ⑦ 期首の就業者数に⑤の入職率の変化を乗じることにより、改革による入職者数を求める。
- ⑧ 期首の就業者数に⑥の離職率の変化を乗じることにより、改革による離職者数を求める。
- ⑨ ⑦と⑧を差し引いたものを改革に伴う雇用の創出効果とみなした。

---

<sup>51</sup> 本分析では、開業・廃業の変化から景気循環要因や構造的要因を除去することを試みているが、生産の増加など規制・制度改革以外の要因をすべて除去しきれていないとは言えないことには留意する必要がある。

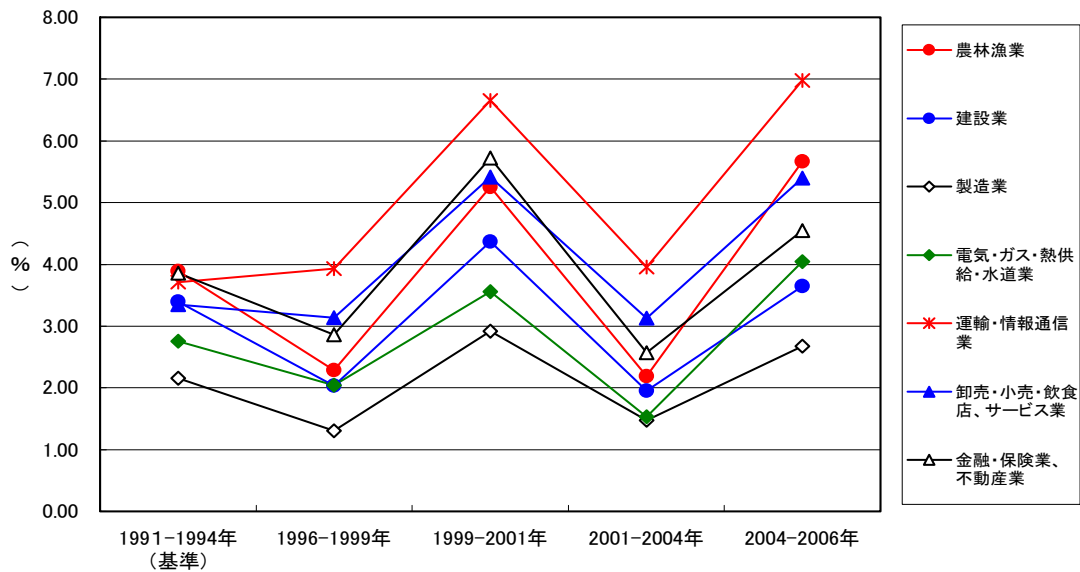
<sup>52</sup> 経済企画庁調査局（2000）を参考にしている。

## 1 開業率・廃業率と入職率・離職率の関係

まず、開業率・廃業率の動向をみる。開業率及び廃業率のデータの作成にあたっては、総務省「事業所・企業統計調査」を利用した。開業率については、各期間内の新設事業所数を期首事業所数で除すことにより求め、廃業率については、各期間内の廃業事業所数を期首の事業所数で除すことにより求めた。図表 補-1 と図表 補-2 は、産業分類別に開業率と廃業率の動きを示したものであるが、開業率と廃業率は、どちらも基準期間である1991-1994年以降、変動しながらも上昇傾向を示している。

次に、入職率・離職率の動向をみる。どちらについても、1996年から2001年までは総務省「労働力調査特別調査」、2002年から2006年までは総務省「労働力調査」のデータを利用している。入職率については、各年に発生した新規就業者数と転職者数の合計値を各年期首の就業者数で除すことにより計算し、離職率については、各年に発生した離職者数を各年期首の就業者数で除すことにより計算した。ただし、開業率と廃業率については対象期間単位でしかデータを得ることができないため、入職率と離職率のデータを開業率と廃業率の対象期間に合わせるため、期間ごとの平均値を用いることにした。図表 補-3 と図表 補-4 は、入職率と離職率の動きを産業分類別に推定対象期間の1996年から2006年までについて示したものであるが、開業率と比べると、上昇傾向はそれほど明確でないことが確認できる。

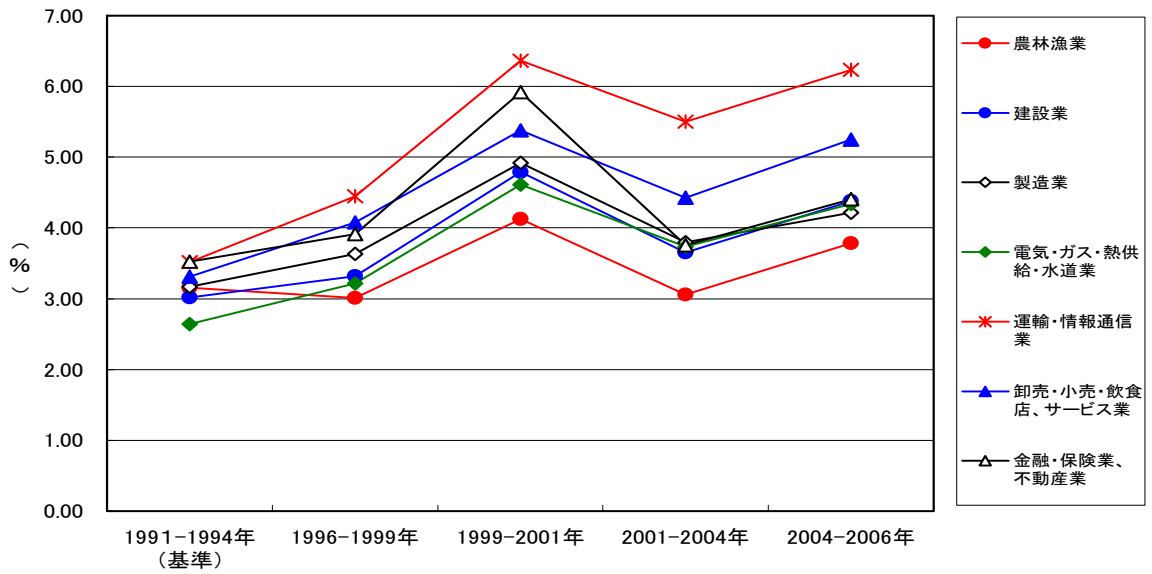
図表 補-1 産業分類別にみた開業率



備考) 総務省「事業所・企業統計調査」より作成

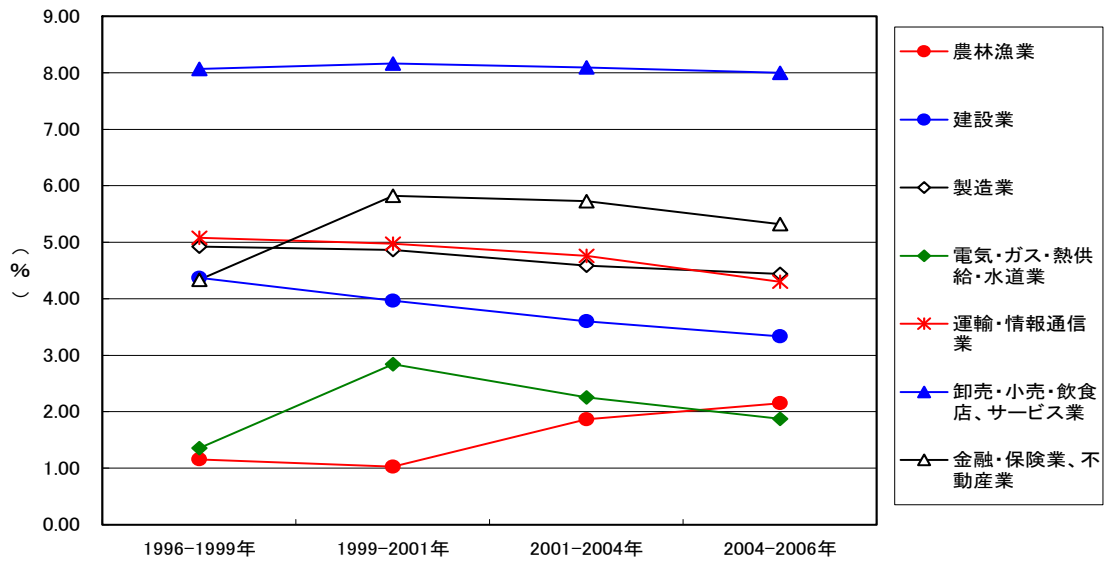


図表 補-2 産業分類別にみた廃業率



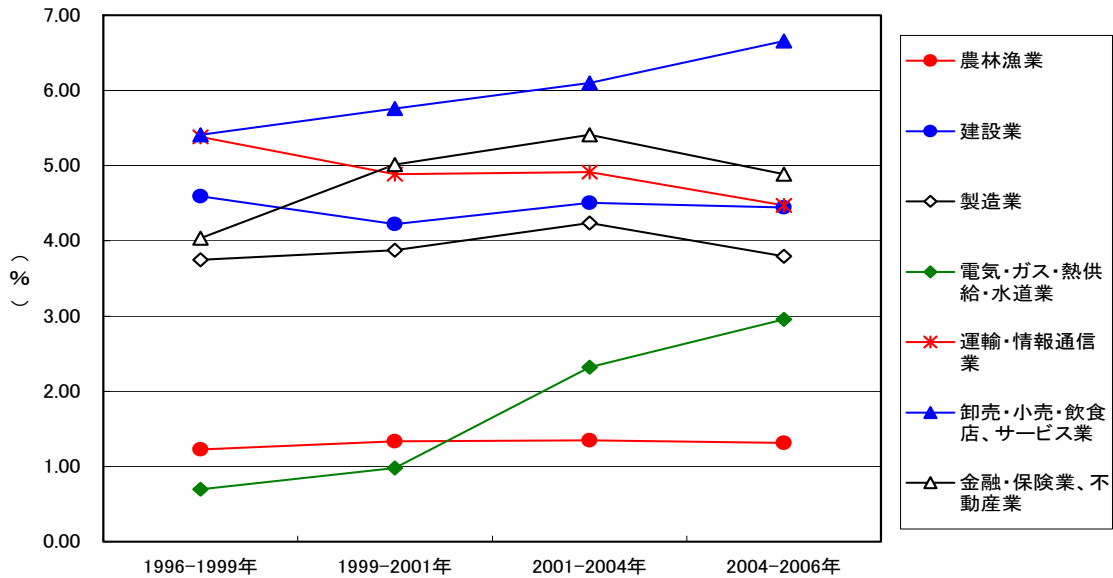
(備考) 総務省「事業所・企業統計調査」より作成

図表 補-3 産業分類別にみた入職率



(備考) 総務省「労働力調査特別調査報告」「労働力調査」より作成

図表 補-4 産業分類別にみた離職率



(備考) 総務省「労働力調査特別調査報告」「労働力調査」より作成

データの作成においてもう一点注意が必要となるのは、対象期間中、2003年前後に産業分類が変更されていることである。開廃業データについては、産業分類変更前後の調整済データが公表されているが、入職・離職データにはそのようなデータがない。そのため、変更前後で、各産業分類間で若干の移動や統合が生じ、その結果として変更前後のデータに断絶が生じている。したがって、入職・離職については、産業分類変更による影響を調整することとした。

具体的には、入職・離職データについて、産業分類変更前後の調整済データは存在しないものの、就業者については、詳細分類別に調整済データが存在する。そのため、就業者の各分類間における変更前後の移動や統合の比率を計測し、入職者や離職者の対象期間の数値に当てはめることにより、産業分類変更前後のデータの調整を行った。

例えば、製造業から、一部の分野が運輸・情報通信業へ移動した場合、製造業はそれだけ就業者が減ることとなる。この場合、当該減少分を元の製造業に戻すため、製造業から運輸・情報通信業へ移動した就業者の変化率を計算し、当該変化率を、製造業の入職・離職の新分類によるデータ系列に掛け合わせることによる調整を行った。(産業分類変更にともなう調整手法の詳細については、参考3を参照されたい。)

以上のデータを基に、入職率と離職率を被説明変数とし、開業率と廃業率をそれぞれ説明変数とする、入職率関数と離職率関数の推計を行った。具体的には、7対象分野と1996-1999年、1999-2001年、2001-2004年、2004-2006年の4時点を組み合わせたパネル・データを構築した上で回帰分析を行った。推定式および推定結果は下記の通りである。

【入職率関数の推定結果】

N：入職率（年平均）

K：開業率

D1：農林漁業を1、それ以外を0とするダミー変数

D2：卸売・小売・飲食店、サービス業を1、それ以外を0とするダミー変数

サンプル数：28

$$N = \alpha + \beta_1 * K + \beta_2 * D1 + \beta_3 * D2$$

	C	K	D1	D2	Adj.R <sup>2</sup>
係数	0.030	0.342	-0.027	0.037	0.715
(t値)	(3.921)	(1.653)	(-4.411)	(5.759)	

(備考) 1. 推定の際には時系列方向における固定効果モデルを用いた。

2. 入職者数＝新規就業者数＋転職者数

入職率＝入職者数／当該産業の期首就業者数

開業率＝前回調査から今回調査までの期間に開設した事業所数／

前回調査時点の事業所数／前回調査時点から今回調査時点までの年数

【離職率関数の推定結果】

R：離職率（年平均）

H：廃業率

D1：農林漁業を1、それ以外を0とするダミー変数

D2：卸売・小売・飲食店、サービス業を1、それ以外を0とするダミー変数

サンプル数：28

$$R = \alpha + \beta_1 * H + \beta_2 * D1 + \beta_3 * D2$$

	C	H	D1	D2	Adj.R <sup>2</sup>
係数	0.000	0.901	-0.018	0.017	0.592
(t値)	(-0.029)	(2.490)	(-2.610)	(2.841)	

(備考) 1. 推定の際には時系列方向における固定効果モデルを用いた。

2. 離職率＝離職者数／当該産業の期首就業者数

廃業率＝前回調査から今回調査までの期間に廃業した事業所数／

前回調査時点の事業所数／前回調査時点から今回調査時点までの年数

入職率関数については、開業率、農林漁業ダミー、卸売・小売・飲食店、サービス業ダミーを説明変数とした。ダミー変数を説明変数に組み入れたのは、産業ごとの特性を捉えるためである。推計の結果、開業率の係数は正であり、開業が進めば、それだけ入職が増えることを意味している。

また、離職率関数は、廃業率、農林漁業ダミー、卸売・小売・飲食店、サービス業ダミーを説明変数とした。ここで、ダミー変数を組み入れた理由は入職率関数と同じである。推計の結果、廃業率の係数は正であり、廃業が進めばそれだけ離職が増えることを意味している。

## 2 雇用創出効果の推計

次に、1で推計を行った入職率関数、離職率関数を使用して、規制・制度改革が一定の進捗を見せた90年代中旬以降における各産業の雇用変動を計測した。

推計結果は図表 補-5 に示されている。ここでは、産業分類別、期間別の雇用創出効果を示している<sup>53</sup>。なお、農林漁業、建設業、製造業については、利用者メリット推計の対象としていないことから、図表から除いている。また、入職者数と離職者数のうち、「-」となっている箇所は、基準期間である1991-1994年の値よりも開業率と廃業率の値が小さかった場合である。

図表 補-5 の結果を見ると、90年代半ば以降の規制・制度改革による雇用創出効果は、全体で、各期間あたり60万人強となっている。また、産業別に雇用創出効果を見ると、卸売・小売・飲食店、サービス業で大きな雇用創出効果をもたらしていることがわかる。

図表 補-5 規制・制度改革が開業率を通じて雇用にもたらす効果  
(万人)

1991-1994年に 対する変化	入職者数(A)				
	産業計	電気・ガス・熱 供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売・飲食 店、サービス業	金融・保険業、 不動産業
1996-1999年	110.88	-	0.16	110.72	-
1999-2001年	116.85	-	0.70	116.15	-
2001-2004年	121.54	-	1.23	120.31	-
2004-2006年	125.68	-	1.84	123.84	-

1991-1994年に 対する変化	離職者数(B)				
	産業計	電気・ガス・熱 供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売・飲食 店、サービス業	金融・保険業、 不動産業
1996-1999年	46.63	-	0.03	46.60	-
1999-2001年	52.37	-	1.23	51.14	-
2001-2004年	57.48	-	2.41	55.07	-
2004-2006年	62.47	-	3.72	58.75	-

1991-1994年に 対する変化	純増(A-B)				
	産業計	電気・ガス・熱 供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売・飲食 店、サービス業	金融・保険業、 不動産業
1996-1999年	64.25	-	0.13	64.12	-
1999-2001年	64.48	-	-0.54	65.02	-
2001-2004年	64.06	-	-1.18	65.24	-
2004-2006年	63.21	-	-1.88	65.09	-

(備考) 年平均で表示

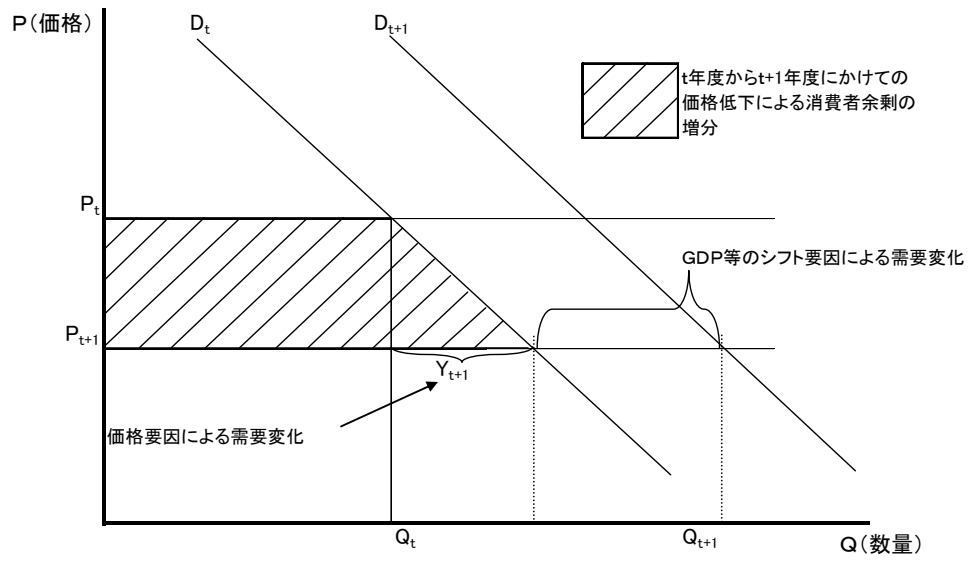
<sup>53</sup> 卸売・小売・飲食店、サービス業については、入職率、離職率ともに先の推定結果における定数項ダミー(D2)の上昇分を加算することにより、雇用創出効果を計算している。

## 参考文献

- [1] 宇南山卓, 慶田昌之 (2008), 「流通業における規制緩和の効果: 少子高齢化社会へのインプリケーション」 RIETI Discussion Paper Series, 08-J-047.
- [2] 経済企画庁総合計画局 (1997), 「規制緩和などの経済構造改革が経済に与える影響について」.
- [3] 経済企画庁調整局 (1999), 「近年の規制緩和による経済効果の改訂試算」.
- [4] 経済企画庁調査局 (2000), 「規制改革分野における雇用再配置の動向」.
- [5] 経済企画庁調査局 (2000), 「政策効果分析レポートNo. 1 近年の規制改革の経済効果—利用者メリットの分析—」.
- [6] 鈴木尚子 (2004), 「保育分野の規制緩和と改革の行方」『レファレンス』4月号.
- [7] 内閣府政策統括官 (2001), 「政策効果分析レポートNo. 7 近年の規制改革の経済効果—利用者メリットの分析 (改訂試算)—」.
- [8] 内閣府政策統括官 (2003), 「政策効果分析レポートNo. 17 90年代以降の規制改革の経済効果—利用者メリットの分析 (再改訂試算)—」.
- [9] 内閣府政策統括官 (2007), 「政策効果分析レポートNo. 22 規制改革の経済効果—利用者メリットの分析 (改訂試算) 2007年度版—」.
- [10] 山内弘隆, 竹内健蔵 (2002), 『交通経済学』有斐閣.



参考図表 1 消費者余剰及び利用者メリットの概念図



## 参考2 利用者メリットの推計方法について<sup>55</sup> (各論)

### 1 電気通信 (移動体通信)

#### ① 推計の枠組み

94年の端末売切り制導入以降の価格(料金)低下及び需要拡大を規制・制度改革の効果とみなし、それによる消費者余剰の増加を求めた。その際、移動体通信の需要関数の推計結果を用いて、価格低下による需要増加(需要曲線に沿った需要の増加)及び規制・制度改革による直接的な需要増加(需要曲線のシフト)の両方を消費者余剰の推計に含めた。

#### ② 需要関数

	$\Delta \ln GDP$	$\Delta \ln P$	D	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	6.537 (6.306)	-1.805 (-4.954)	0.461 (6.631)	1.142	0.759

(備考) 1. 内閣府「国民経済計算年報」、総務省「情報通信に関する現状報告」「消費者物価指数」、日本銀行「企業向けサービス価格指数」、(社)電気通信事業者協会年報、(株)情報通信総合研究所編「情報通信ハンドブック」、各社公表資料等より作成。

2. 推計式は以下の通り。最小二乗法を用いた。

$$\Delta \ln Q = \beta_1 * \Delta \ln GDP + \beta_2 * \Delta \ln P + \beta_3 * D$$

3. 変数の定義は以下の通り。

Q 加入者数 [人]

GDP 実質 GDP [10億円：連鎖価格 GDP]

P 相対価格 [指数]

(企業向けサービス価格指数(携帯電話、2005年基準)／消費者物価指数(総合、2005年基準)×100)

D 1994～1996年度の急激な需要増による需要曲線のシフトを示すダミー変数

4. 推計期間：1987～2008年度。

#### ③ 利用者メリットの推計

相対価格の低下は、名目価格をトレンドに回帰し、そのトレンドを除去した上で相対価格の低下分を算出した(トレンド回帰式は④を参照)。需要量の増加は、トレンド除去後の相対価格の低下を②の需要関数に当てはめて算出した。94～96年度については、同時期の急激な需要増(ダミー変数で捉えられた需要曲線のシフト)も規制・制度改革の効果として捉え、これを含めて消費者余剰を推計した。

<sup>55</sup> なお、 $\Delta$ は当期と前期との差分、Cは定数項、 $\ln$ は自然対数、D.W.はダービン・ワトソン比、Adj.R<sup>2</sup>は自由度修正済み決定係数を表す。



④ トレンド回帰式

	C	lnT	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	259.131 (746.173)	-6.361 (-422.18)	2.955	0.973

(備考) 1. 推計式は以下の通り。最小二乗法を用いた。

$$NP = \alpha + \beta_1 * \ln T$$

2. 変数の定義は以下の通り。

NP 名目価格（企業向けサービス価格指数(携帯電話)） [指数：2005年基準]

T トレンド

3. 推計期間：1991～1993年度。

## 2 運輸

### 2.1 国内航空

#### ① 推計の枠組み

1992年10月に実施されたダブル・トリプルトラック基準の緩和等の規制・制度改革の効果について、1993年度以降に進行した価格（運賃）の低下を規制・制度改革の効果とみなし、それによる消費者余剰の増加を求めた。その際、国内航空サービスの需要関数の推計結果を用いて、価格低下によって増加した需要を推計し、消費者余剰の増加分を求めた。

#### ② 需要関数

	$\Delta \ln \text{GDP}$	$\Delta \ln \text{P}$	D.W.	Adj. R <sup>2</sup>
係数 (t値)	1.015 (3.850)	-0.619 (-5.463)	2.167	0.477

(備考) 1. 内閣府「国民経済計算年報」、総務省「消費者物価指数」、日本銀行「企業物価指数」、航空大手2社有価証券報告書等より作成。

2. 推計式は以下の通り。最小二乗法を用いた。

$$\Delta \ln Q = \beta_1 * \Delta \ln \text{GDP} + \beta_2 * \Delta \ln \text{P}$$

3. 変数の定義は以下の通り。

Q 国内旅客人キロ [千人キロ]

GDP 実質 GDP [10億円：連鎖価格 GDP]

P 相対価格 [千円]

(大手2社の平均運賃(国内旅客収入/国内旅客人キロ)/消費者物価指数(総合、2005年基準)×100)

4. 推計期間：1981～2008年度。

#### ③ 利用者メリットの推計

相対価格の低下は、名目価格をトレンド及びジェット燃料価格に回帰し、それらの要因の影響を除去した上で相対価格の低下分を推計した(トレンド回帰式は④を参照)。需要量の増加は、トレンド及びジェット燃料価格要因除去後の相対価格の低下を②の需要関数に当てはめて推計した。

④ トレンド及びジェット燃料価格回帰式

	C	JET	T	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	0.018 (14.124)	0.00004 (3.614)	0.00011 (2.031)	1.596	0.498

(備考) 1. 推計式は以下の通り。最小二乗法を用いた。

$$NP = \alpha + \beta_1 * T + \beta_2 * JET$$

2. 変数の定義は以下の通り。

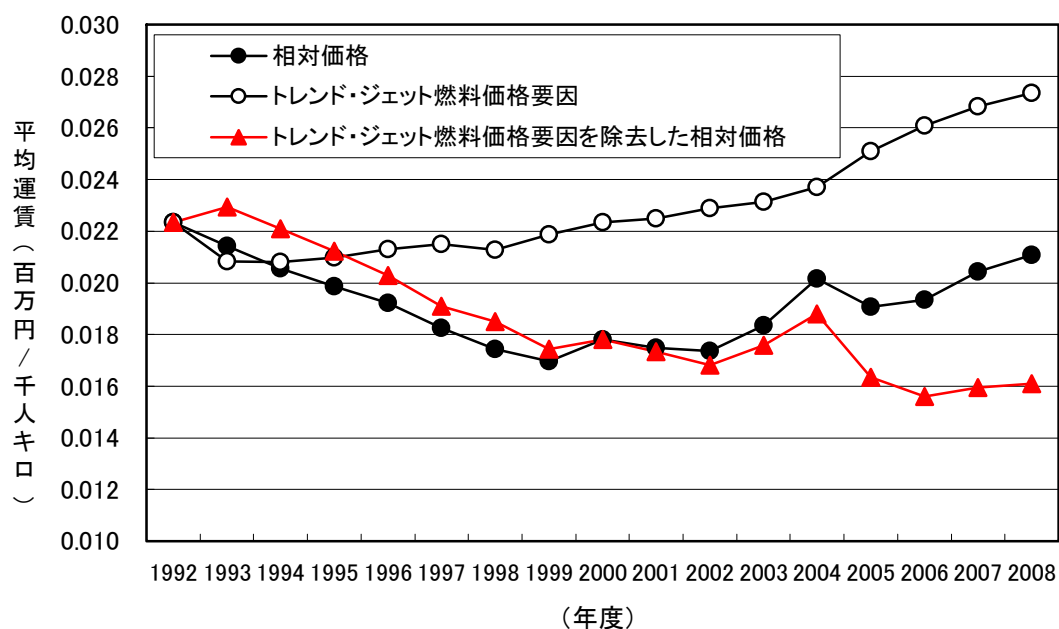
NP 名目価格 (大手2社の平均運賃(国内旅客収入/国内旅客人キロ)) [千円]

JET ジェット燃料価格 [指数: 2005年基準]

T トレンド

3. 推計期間: 1980~1992年度

国内航空分野におけるトレンド及びジェット燃料価格要因を除去した相対価格



## 2.2 鉄道

### ① 推計の枠組み

97年の上限価格制導入・ヤードスティック査定方式の強化以降の価格（運賃）の低下を改革の効果とみなし、それによる消費者余剰の増加を求めた。その際、鉄道輸送サービスの需要関数の推計結果を用いて、規制・制度改革がもたらした価格低下による需要の増加の効果を消費者余剰の推計に含めた。

### ② 需要関数

(JR)

	$\Delta \ln \text{GDP}$	$\Delta \ln P$	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	0.584 (5.516)	-0.363 (-2.620)	1.661	0.527

(大手民鉄)

	$\Delta \ln \text{GDP}$	$\Delta \ln P$	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	0.398 (3.604)	-0.229 (-3.062)	1.086	0.392

- (備考) 1. 内閣府「国民経済計算年報」、総務省「消費者物価指数」、国土交通省「陸運統計要覧」「鉄道輸送統計年報」等より作成。  
 2. 推計式は以下の通り。最小二乗法を用いた。  

$$\Delta \ln Q = \beta_1 * \Delta \ln \text{GDP} + \beta_2 * \Delta \ln P$$
  
 3. 変数の定義は以下の通り。  
 Q 旅客人キロ [千人キロ]  
 GDP 実質 GDP [10億円：連鎖価格 GDP]  
 P 相対価格 [円]  
 (平均運賃(営業収入/旅客人キロ)/消費者物価指数(総合、2005年基準)×100)  
 4. 推計期間：(JR) 1981～2008年度、(大手民鉄) 1988～2008年度。

### ③ 利用者メリットの推計

相対価格の低下は、名目価格をトレンドに回帰し、そのトレンドを除去した上で相対価格の低下分を推計した。(トレンド回帰式は④を参照。)需要量の増加は、トレンド要因除去後の相対価格の低下を②の需要関数に当てはめて推計した。

④ トレンド回帰式

(JR)

	C	T	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	14.757 (46.398)	0.046 (1.920)	0.449	0.247

(民鉄)

	C	T	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	5.507 (14.220)	0.329 (9.850)	1.386	0.931

(備考) 1. 推計式は以下の通り。最小二乗法を用いた。

$$NP = \alpha + \beta_1 * T$$

2. 変数の定義は以下の通り。

NP 名目価格 (平均運賃(営業収入/旅客人キロ)) [円]

T トレンド

3. (JR) 1985～1996 年度、(大手民鉄) 1987～1996 年度。

## 2.3 タクシー

### ① 推計の枠組み

97年以降のゾーン運賃制（2002年以降の上限価格制を含む）及び初乗距離短縮運賃制の導入による運賃の値下げを改革の効果とみなし、それによる消費者余剰の増加を求めた。その際、タクシー輸送サービス<sup>56</sup>の需要関数の推計結果を用いて、規制・制度改革がもたらした価格低下による需要の増加の効果を消費者余剰の推計に含めた。

### ② 需要関数

	C	lnGDP	lnP	$\rho$	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	-355.714 (-0.003)	0.763 (3.504)	-0.927 (-7.122)	1.000 (43.064)	1.838	0.980

(備考) 1. 内閣府「国民経済計算年報」、総務省「消費者物価指数」、国土交通省「陸運統計要覧」等より作成。

2. 推計式は以下の通り。1階の系列相関を仮定した非線形最小二乗法を用いた。

$$\ln Q = \alpha + \beta_1 * \ln GDP + \beta_2 * \ln P$$

3. 変数の定義は以下の通り。

Q	タクシー輸送回数 <sup>57</sup>	[千回]
GDP	実質 GDP	[10 億円：連鎖価格 GDP]
P	相対価格	[円]

(平均運賃(乗車1回当たり運賃)/消費者物価指数(総合、2005年基準)×100)

4. 推計期間：1981～2008年度。

### ③ 利用者メリットの推計<sup>58</sup>

97年度以降の相対価格の低下と需要関数の推計結果をもとに、価格低下によってもたらされる需要の増加を求めた。そして、相対価格の低下と需要増加の推計値をもとに消費者余剰の増加を利用者メリットとして推計した。

### ④ 料金低下の計算方法

(自動認可運賃制を含むゾーン運賃制による料金低下の計算方法)

国土交通省資料により、自動認可運賃制を含むゾーン制上限運賃よりも低い運賃を設定している車両数の車両数全体に占める割合を調べた。2008年3月末及び2009年3月末においては、こうした低運賃車両割合はそれぞれ15.63%、16.25%であった。

運賃引下げ率については、引下げ率の平均データが存在しないので、内閣府政策統括官(2007)と同じ5%程度と想定した。以上の数値を用い、自動認可運賃制を含むゾーン運賃による料金低下率＝運賃引下げ率×低運賃車両割合を計算することによって、自動認可運賃

<sup>56</sup> 統計上タクシー及びハイヤーの数値となっている。

<sup>57</sup> 需要量としては、他に「輸送トンキロ」を用いる方法も考えられる。

<sup>58</sup> タクシー分野では、トレンドの係数が有意にならなかった等の理由から、相対価格からトレンドの除去を行っていない。

制を含むゾーン運賃によるマクロの料金低下率を算出した。これに、96年度における1人当たり運賃を乗ずることによって、96年度と比較した料金低下を計算した<sup>59</sup>。

(初乗り短縮運賃制による料金低下の計算方法)

国土交通省資料により、初乗り短縮運賃制を導入している車両数の車両数全体に占める割合を調べた。同割合は、2008年3月末及び2009年3月末においてはそれぞれ4.62%、3.31%であった。

また、東京23区、武蔵野市、三鷹市及び多摩地区(昼間)における1999年のタクシー料金は以下の図表のとおりである。初乗り短縮運賃制によって利益を得るのは1,750m以下の利用者であることが分かる。

初乗り短縮運賃制による料金の引下げ寄与度

距離m	加重ウェイト	従来料金(円)	新料金(円)	差(円)	引下げ寄与度(円)
0-250	0.125	660	340	320	40
251-500	0.125	660	340	320	40
501-750	0.125	660	340	320	40
751-1000	0.125	660	340	320	40
1001-1250	0.125	660	420	240	30
1251-1500	0.125	660	500	160	20
1501-1750	0.125	660	580	80	10
1751-2000	0.125	660	660	0	0
合計					220

ここで、利用距離が均等に分布していると仮定すると、2km以下の利用区間において、初乗り短縮運賃によって平均的に220円料金が引き下げられたことが分かる。これは、本区間における従来料金660円の33%に相当する。

(社)東京乗用旅客自動車協会が行っているアンケート調査から、一回平均の利用額が710円以下の人の割合が把握でき、2008年度には、同割合は4.5%である。初乗り710円での走行可能距離は約2kmである<sup>60</sup>。

以上の数値により、

$$\begin{aligned} \text{全体の料金引下げ率} &= \text{初乗り短縮運賃制導入車両の割合} \\ &\quad \times \text{全体の利用に占める2km以下の利用の割合} \\ &\quad \times \text{2km以下の利用における初乗り短縮運賃導入車両による割引率} \end{aligned}$$

を計算することによって、初乗り短縮運賃制導入による全体の料金低下率を推計した。これに、96年度における1人当たり運賃を乗ずることによって、96年度と比較した料金低下を計算した。

<sup>59</sup> タクシー料金は、需給等規制改革以外の要因によっても変化するが、ここではそうした要因を取り除くため、96年度の料金を基準に規制改革による料金低下率を乗ずることで、規制改革要因のみによる価格の変化を追跡している。

<sup>60</sup> 当該地域における初乗り運賃は、2007年12月に660円から710円に改定された。なお、この改定にかかわらず、上記の初乗り運賃導入車両による割引率についての推計値は、33%を用いた。

## 2.4 自動車貨物輸送（トラック）

### ① 推計の枠組み

90年12月の物流二法（貨物自動車運送事業法、貨物運送取扱事業法）の施行以降の価格（運賃）の低下を改革の効果とみなし、それによる消費者余剰の増加を求めた。その際、トラック輸送サービスの需要関数の推計結果を用いて、規制・制度改革がもたらした価格低下による需要の増加を推計し、その需要の増加による消費者余剰の増加による消費者余剰の増加を追加した。

### ② 需要関数

	$\Delta \ln GDP$	$\Delta \ln P$	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	0.974 (8.296)	-0.138 (-1.794)	2.404	0.644

- (備考) 1. 内閣府「国民経済計算年報」、総務省「消費者物価指数」、国土交通省「陸運統計要覧」等より作成。  
 2. 推計式は以下の通り。最小二乗法を用いた。  

$$\Delta \ln Q = \beta_1 * \Delta \ln GDP + \beta_2 * \Delta \ln P$$
  
 3. 変数の定義は以下の通り。  
 Q 輸送トンキロ [千トンキロ]  
 GDP 実質 GDP [10億円：連鎖価格 GDP]  
 P 相対価格 [円]  
 (平均運賃(営業収入/輸送トンキロ)/消費者物価指数(総合、2005年基準)×100)  
 4. 推計期間：1981～2008年度。

### ③ 利用者メリットの推計

相対価格の低下は、名目価格をトレンドに回帰し、そのトレンドを除去した上で相対価格の低下分を推計した（トレンド回帰式は④を参照）。需要量の増加は、トレンド要因除去後の相対価格の低下を②の需要関数に当てはめて推計した。

### ④ トренд回帰式

	C	T	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	31.275 (17.786)	0.602 (2.741)	2.575	0.551

- (備考) 1. 推計式は以下の通り。最小二乗法を用いた。  

$$NP = \alpha + \beta_1 * T$$
  
 2. 変数の定義は以下の通り。  
 NP 名目価格（平均運賃(営業収入/輸送トンキロ)） [円]  
 T トレンド  
 3. 推計期間：1985～1989年度



## 2.5 自動車登録検査制度

### ① 推計の枠組み

車検に対する需要は、価格弾性値が小さく、需要曲線は、価格を縦軸、数量を横軸とする平面上で垂直に近くなっているとみられる。このため、価格（料金）低下による消費者余剰の増加も台形ではなく長方形（需要量×価格低下＝費用節約額）に近い形で示されると考えられる。

車検制度については、95年7月に導入された定期点検・車検整備項目等の簡素化及び車検期間の延長によって実現された費用の節約額を消費者余剰の増加とみなす。具体的には、各年度の定期点検・車検整備における売上高の変化から自動車保有台数の変化によるものを除去し、これから消費者物価指数の変化を除くことによって消費者の節約額を求めた。

### ② 利用者メリットの推計

#### 定期点検・車検整備市場の推移

（単位：億円、万台）

	94年度	95年度	96年度	97年度	98年度	99年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	
定期点検	売上高 …A	3,950	3,279	3,145	3,003	2,962	2,997	2,974	2,631	2,674	2,801	2,807	2,760	2,875	2,850	2,828
	(変化率) …B		-17.0%	-4.1%	-4.5%	-1.4%	1.2%	-0.8%	-11.5%	1.6%	4.7%	0.2%	-1.6%	4.1%	-0.8%	-0.8%
	費用変化率 …B-F=G		-19.9%	-6.5%	-6.0%	-2.5%	0.0%	-2.0%	-12.5%	0.8%	4.1%	-0.9%	-2.6%	3.8%	-0.6%	-0.4%
	利用者メリット (A×G)		788	212	189	76	0	61	373	-22	-110	26	72	-106	18	12
車検整備	売上高 …C	25,619	24,921	24,082	23,777	23,580	23,700	23,015	22,319	21,850	21,959	21,991	21,469	22,543	21,599	21,299
	(変化率) …D		-2.7%	-3.4%	-1.3%	-0.8%	0.5%	-2.9%	-3.0%	-2.1%	0.5%	0.1%	-2.4%	5.0%	-4.2%	-1.4%
	費用変化率 …D-F=H		-5.7%	-5.8%	-2.8%	-2.0%	-0.7%	-4.1%	-4.0%	-2.9%	-0.2%	-1.0%	-3.3%	4.7%	-4.0%	-1.0%
	利用者メリット (C×H)		1,451	1,433	667	469	165	983	925	650	34	220	722	-1,006	898	224
自動車保有台数 (変化率) …E	6,810	7,011	7,178	7,286	7,369	7,458	7,552	7,627	7,689	7,739	7,828	7,899	7,924	7,908	7,880	
		2.9%	2.4%	1.5%	1.1%	1.2%	1.3%	1.0%	0.8%	0.7%	1.2%	0.9%	0.3%	-0.2%	-0.4%	

- （備考） 1. （社）日本自動車整備振興会連合会編「自動車整備白書」、（財）自動車検査登録協会編「わが国の自動車保有動向」等より作成。  
 2. 定期点検・車検整備の売上高は毎年6月末に集計し発表されているため、本表では年度ベースに換算している。  
 3. 変化率は四捨五入して表示しているため、必ずしも合計とは一致しない。

95年度を例にとると、定期点検は17.0%、車検整備は2.7%売上高が減少している。一方、自動車保有台数は、2.9%増加しているため、これらの要因による売上高の変化を除けば、年度ベースでの費用変化率は、それぞれ-19.9%、-5.7%となる。このことから95年度の消費者余剰の増加は、以下のとおりになる。

（定期点検）

$$95 \text{ 年度 } 3,950 \text{ 億円 (94 年度実績)} \times -19.9\% \text{ (対 94 年度変化率)} = 788 \text{ 億円}$$

（車検整備）

$$95 \text{ 年度 } 25,619 \text{ 億円 (94 年度実績)} \times -5.7\% \text{ (対 94 年度変化率)} = 1,451 \text{ 億円}$$

### 3 エネルギー

#### 3.1 電力

##### ① 推計の枠組み

ヤードスティック査定方式の導入による料金改定の実績及び小売自由化後の大口電力料金の低下を改革の効果とみなし、95年度以降の価格（電気料金）低下に基づいて消費者余剰の増加を求めた。その際、電力の需要関数の推計結果を用いて、規制・制度改革がもたらした価格低下による需要の増加の効果を消費者余剰の推計に含めた。なお、電気料金の変動からは、燃料費調整制度による変動等、規制・制度改革以外の要因は除いた。

##### ② 需要関数

	C	lnGDP	lnP	$\rho$	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	5.551 (2.541)	0.604 (3.606)	-0.118 (-1.628)	0.917 (20.314)	2.453	0.987

- (備考) 1. 内閣府「国民経済計算年報」、総務省「消費者物価指数」、電気事業連合会HP「電気統計情報」、資源エネルギー庁公表データ等より作成。  
2. 推計式は以下の通り。1階の系列相関を仮定した非線形最小二乗法を用いた。  
$$\ln Q = \alpha + \beta_1 * \ln GDP + \beta_2 * \ln P$$
  
3. 変数の定義は以下の通り。  
Q 販売電力量（電力需要） [GWh]  
GDP 実質 GDP [10億円：連鎖価格 GDP]  
P 相対価格（9電力） [10万円]  
(平均価格(電灯電力収益/販売電力量)/消費者物価指数(総合、2005年基準)×100)  
4. 推計期間：1987～2008年度。

##### ③ 利用者メリットの推計<sup>61</sup>

上記により求めた改革による相対価格の低下と、それによってもたらされた需要増（需要関数による推計）をもとに消費者余剰の増加を利用者メリットとして推計した。

<sup>61</sup> 電力分野では、トレンドの係数が有意にならなかった等の理由から、相対価格からトレンドの除去を行っていない。

## 3.2 都市ガス

### ① 推計の枠組み

ヤードスティック的査定方式の導入による料金改定の実績及び小売自由化後の大口供給料金の低下を改革の効果とみなし、95年度以降の価格（都市ガス料金）低下に基づいて消費者余剰の増加を求めた。その際、都市ガスの需要関数の推計結果を用いて、規制・制度改革がもたらした価格低下による需要の増加の効果を消費者余剰の推計に含めた。なお、都市ガス料金の変動からは、原料費調整制度による変動等、規制・制度改革以外の要因は除いた。

### ② 需要関数

	C	lnGDP	lnP	$\rho$	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	450.316 (0.002)	0.221 (0.662)	-0.218 (-1.954)	1.000 (25.814)	1.809	0.995

- (備考) 1. 内閣府「国民経済計算年報」、総務省「消費者物価指数」、(社)日本ガス協会「ガス事業便覧」等より作成。
2. 推計式は以下の通り。1階の系列相関を仮定した非線形最小二乗法を用いた。  

$$\ln Q = \alpha + \beta_1 * \ln GDP + \beta_2 * \ln P$$
3. 変数の定義は以下の通り。
- |     |               |                      |
|-----|---------------|----------------------|
| Q   | 都市ガス販売量（大手4社） | [百万 m <sup>3</sup> ] |
| GDP | 実質 GDP        | [10 億円：連鎖価格 GDP]     |
| P   | 相対価格（大手4社）    | [円]                  |
- (平均価格(都市ガス収益/都市ガス販売量)/消費者物価指数(総合、2005年基準)×100)
4. 推計期間：1983～2008年度。

### ③ 利用者メリットの推計<sup>62</sup>

上記により求めた改革による相対価格の低下と、それによってもたらされた需要増（需要関数による推計）をもとに消費者余剰の増加を利用者メリットとして推計した。

<sup>62</sup> 都市ガス分野では、トレンドの係数が有意にならなかった等の理由から、相対価格からトレンドの除去を行っていない。

### 3.3 石油製品

#### ① 推計の枠組み

90年のガソリンスタンドに関する規制・制度改革についての効果がみられはじめた、94年度以降の石油製品の価格低下を改革の効果とみなし、それによる消費者余剰の増加を求めた。その際、ガソリン・軽油・灯油の製品別に推計した石油製品の需要関数を用いて、規制・制度改革がもたらした価格低下による需要の増加の効果を消費者余剰の推計に含めた。

#### ② 需要関数

(ガソリン)

	$\Delta \ln \text{GDP}$	$\Delta \ln P$	D	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	0.796 (4.108)	-0.182 (-2.325)	0.027 (6.587)	1.375	0.304

(軽油)

	C	$\ln \text{GDP}$	$\ln P$	D	$\rho$	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	2.151 (1.10)	1.231 (7.877)	-0.133 (-3.907)	0.025 (1.418)	1.061 (22.406)	1.019	0.985

(灯油)

	C	$\ln \text{GDP}$	$\ln P$	$\rho$	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	11.279 (5.222)	0.585 (3.387)	-0.462 (-8.275)	0.110 (0.595)	1.773	0.790

(備考) 1. 内閣府「国民経済計算年報」、総務省「消費者物価指数」、財務省「日本貿易月報」、榊石油通信社「石油資料月報」、石油情報センター公表資料等より作成。

2. 推計式は以下の通り。軽油と灯油については1階の系列相関を仮定した非線形最小二乗法を用い、ガソリンについては最小二乗法を用いた。

(ガソリン)

$$\Delta \ln Q = \beta_1 * \Delta \ln \text{GDP} + \beta_2 * \Delta \ln P + \beta_3 * D$$

(軽油)

$$\ln Q = \alpha + \beta_1 * \ln \text{GDP} + \beta_2 * \ln P + \beta_3 * D$$

(灯油)

$$\ln Q = \alpha + \beta_1 * \ln \text{GDP} + \beta_2 * \ln P$$

3. 変数の定義は以下の通り。

Q 各石油製品販売量 [千リットル]

GDP 実質 GDP [10億円：連鎖価格 GDP]

P 相対価格 [円]

(石油情報センター公表の全国平均小売価格/消費者物価指数(総合、2005年基準)×100)

D 猛暑による一時的な需要の急増をあらわすダミー変数 (1994年度=1)

4. 推計期間：(ガソリン、灯油) 1988～2008年度、(軽油) 1981～2008年度。

### ③ 利用者メリットの推計

各石油製品の相対価格の低下は、名目価格をトレンドに回帰し、そのトレンドを除去した上で相対価格の増減を算出し（トレンド回帰式は④を参照）、次にそこから相対原油価格（原油価格を消費者物価指数（総合）で除した価格）の増減を差し引くことにより、相対原油価格の上昇分も除去した各石油製品の相対価格の低下分を推計している。なお、ここでは、計算した弾性値（⑤における相対原油価格の係数）を相対原油価格の増減に乗じることにより、相対原油価格の増減を各石油製品の相対価格の増減に変換している。需要量の増加は、トレンド要因、相対原油価格除去後の各石油製品の相対価格の低下を②の需要関数に当てはめて推計した。

### ④ トrend回帰式

（ガソリン）

	C	T	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	120.405 (40.417)	0.610 (1.138)	1.931	-0.021

（軽油）

	C	T	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	68.250 (18.901)	1.530 (2.473)	2.107	0.406

（灯油）

	C	T	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	39.252 (9.358)	1.826 (2.438)	1.905	0.391

（備考）1. 推計式は以下の通り。最小二乗法を用いた。

$$NP = \alpha + \beta_1 * T$$

2. 変数の定義は以下の通り。

NP 名目価格（石油情報センター公表の全国平均小売価格） [円]

T トrend

3. 推計期間：1987～1993 年度

4. ガソリンのトレンドの係数は有意でないので、利用者メリット推計の際にはゼロと設定した。

⑤ 各石油製品価格の原油価格に対する弾性値

(ガソリン)

	C	OIL	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	84.274 (28.200)	0.915 (7.648)	1.506	0.910

(軽油)

	C	OIL	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	63.625 (48.734)	0.964 (17.789)	1.911	0.979

(灯油)

	C	OIL	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	28.663 (16.998)	0.989 (22.997)	0.684	0.967

(備考) 1. 推計式は以下の通り。最小二乗法を用いた。

$$P = \alpha + \beta_1 * OIL$$

2. 変数の定義は以下の通り。

P 相対価格 [円]  
(石油情報センター公表の全国平均小売価格/消費者物価指数(総合、2005年基準) × 100)

OIL 相対原油価格 (原油価格を消費者物価指数(総合)で除したもの)

3. 推計期間：1996～2008年度

## 4 金融（株式売買委託手数料）

### ① 推計の枠組み

94年度以降の委託手数料の段階的自由化に伴い進行した手数料率の低下を規制・制度改革の効果とみなし、それによる消費者余剰の増加を求めた。その際、受託売買金額の需要関数の推計結果を用いて、規制・制度改革がもたらした手数料率低下による需要の増加の効果を消費者余剰の推計に含めた。

### ② 需要関数

	C	lnTOPIX	lnP	lnKOKUSAI(-1)	D	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	0.078 (0.059)	1.678 (7.866)	-0.376 (-3.591)	-0.497 (-5.202)	0.580 (4.729)	1.479	0.935

- (備考) 1. 東京証券取引所「東証総合取引参加決算概況」、総務省「消費者物価指数」等より作成。  
 2. 推計式は以下の通り。最小二乗法を用いた。  

$$\ln Q = \alpha + \beta_1 * \ln \text{TOPIX} + \beta_2 * \ln P + \beta_3 * \ln \text{KOKUSAI}(-1) + \beta_4 * D$$
  
 3. 変数の定義は以下の通り。  
 Q 委託売買金額 [億円]  
 TOPIX TOPIX [月末終値平均]  
 P 株式売買委託手数料率 [率]  
 KOKUSAI 利付国債（10年）利回り [%]  
 D 株式のネット取引拡大ダミー（2003年度以降=1）  
 4. 株式売買委託手数料率は、株券現物委託手数料／委託売買金額より求めた。  
 5. 推計期間：1990年度上期～2008年度下期。

### ③ 利用者メリットの推計<sup>63</sup>

需要量の増加は、相対価格の低下を②の需要関数に当てはめて推計した。

<sup>63</sup> 株式委託手数料については、トレンドの係数が有意にならなかった等の理由から、相対価格からトレンドの除去を行っていない。

## 5 飲食料品

### 5.1 米

#### ① 推計の枠組み

95年の新食糧法（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律）の施行による価格の低下を改革の効果とみなし、それによる消費者余剰の増加を求めた。具体的には、規制・制度改革以前のトレンドが続いた場合の米の小売価格と実際の小売価格との乖離を改革による価格低下とし、米消費量の需要関数の推計結果を用いて、規制・制度改革がもたらした価格低下による需要の増加の効果を消費者余剰の推計に含めている。

#### ② 需要関数

	C	lnGDP	lnP	T	$\rho$	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	22.295 (33.291)	0.071 (1.260)	-0.113 (-2.267)	-0.010 (-5.827)	0.521 (3.727)	1.716	0.985

(備考) 1. 農林水産省「食料需給表」「ポケット農林水産統計」、総務省「小売物価統計調査年報」「消費者物価指数」等より作成。

2. 推計式は以下の通り。1階の系列相関を仮定した非線形最小二乗法を用いた。

$$\ln Q = \alpha + \beta_1 * \ln GDP + \beta_2 * \ln P + \beta_3 * T$$

3. 変数の定義は以下の通り。

Q 純食料消費量(米)<sup>64</sup> [kg]

P 相対価格 [円]

(キログラム当たり価格/消費者物価指数(総合、2005年基準)×100)

GDP 実質 GDP [10億円:連鎖価格 GDP]

T トレンド(消費者の食生活における嗜好の変化の代理変数)

4. 推計期間: 1974~2008年度。

#### ③ 利用者メリットの推計

相対価格の低下は、名目価格をトレンドに回帰し、そのトレンドを除去した上で相対価格の低下分を推計した(トレンド回帰式は④を参照)。需要量の増加は、トレンド要因除去後の相対価格の低下を②の需要関数に当てはめて推計した。なお、2002年度から2003年度にかけて不作のために価格が急上昇していたので、当該期間においてのみ、トレンド要因に実際の相対価格の上昇分を追加した。

<sup>64</sup> 菓子及び穀粉を含まない主食用の数値を使用した。



④ トレンド回帰式

	C	T	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	403.000 (53.233)	1.393 (3.016)	1.597	0.320

(備考) 1. 推計式は以下の通り。最小二乗法を用いた。

$$NP = \alpha + \beta_1 * T$$

2. 変数の定義は以下の通り。

NP 名目価格 (キログラム当たり価格) [円]

T トレンド

3. 推計期間：1985～1991 年度

## 5.2 酒類販売

### ① 推計の枠組み

「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」が公表された92年度以降に進行した酒類の小売価格の低下分から酒税改正による価格変化を除いたものを改革の効果とみなし、それによる消費者余剰の増加を求めた。酒類としては、ビール・発泡酒・第三のビール、清酒、果実酒の三種類を取り上げた。その際、酒類の需要関数の推計結果を用いて、規制・制度改革がもたらした価格低下による需要の増加の効果を消費者余剰の推計に含めた。

### ② 需要関数

(ビール・発泡酒・第三のビール)

	C	lnGDP	lnP	T	$\rho$	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数	12.423	0.745	-0.891	-0.043	0.916	1.789	0.968
(t値)	(3.272)	(2.802)	(-4.552)	(-2.396)	(15.945)		

(清酒)

	C	lnGDP	lnP	T	$\rho$	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数	19.838	0.088	-0.497	-0.114	0.965	1.946	0.986
(t値)	(1.775)	(0.243)	(-1.648)	(-0.758)	(14.58)		

(果実酒)

	C	lnGDP	lnP	D	T	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数	-6.092	2.194	-1.396	0.654	-0.043	2.036	0.963
(t値)	(-1.183)	(5.210)	(-5.458)	(5.331)	(-2.800)		

(備考) 1. 内閣府「国民経済計算年報」、国税庁「国税庁統計年報書」、(株)日刊経済通信社「酒類食品統計年報」より作成。

2. 推計式は以下の通り。1階の系列相関を仮定した非線形最小二乗法を用いた。

(ビール・発泡酒・第三のビール)

$$\ln Q = \alpha + \beta_1 * \ln GDP + \beta_2 * \ln P + \beta_3 * T$$

(清酒)

$$\ln Q = \alpha + \beta_1 * \ln GDP + \beta_2 * \ln P + \beta_3 * T$$

(果実酒)

$$\ln Q = \alpha + \beta_1 * \ln GDP + \beta_2 * \ln P + \beta_3 * D + \beta_4 * T$$

3. 変数の定義は以下の通り。

Q 各酒類販売量 [キロリットル]

GDP 実質 GDP [10億円：連鎖価格 GDP]

P 相対価格 [千円]

(平均価格(消費金額/販売量)/消費者物価指数(総合、2005年基準)×100)

D 果実酒需要の大幅な増加を表すダミー変数(1997年度以降=1)

T タイムトレンド(消費者の食生活における嗜好の変化の代理変数)

4. 推計期間：1983～2008年度。

### ③ 利用者メリットの推計

相対価格の低下は、名目価格をトレンドに回帰し、そのトレンドを除去した上で相対価格の低下分を算出した。（トレンド回帰式は④を参照。）需要量の増加は、トレンド要因除去後の相対価格の低下を②の需要関数に当てはめて算出した。

### ④ トrend回帰式

（ビール・発泡酒・第三のビール）

	C	T	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	473.500 (18.449)	8.551 (2.480)	0.908	0.592

（清酒）

	C	BEIKA	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	518.602 (3.060)	3.613 (2.467)	0.460	0.190

（果実酒）

	C	T	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	1334.347 (40.441)	23.673 (5.349)	1.383	0.802

（備考）1. 推計式は以下の通り。最小二乗法を用いた。

（ビール・発泡酒・第三のビール、果実酒）

$$NP = \alpha + \beta_1 * T$$

（清酒）

$$NP = \alpha + \beta_1 * BEIKA$$

2. 変数の定義は以下の通り。

NP 名目価格（平均価格（消費金額／販売量）） [千円]

T トrend

BEIKA 米類の物価指数（2005年基準）

3. 推計期間：（ビール・発泡酒・第三のビール、果実酒）1982～1991年度、（清酒）1982～1997年度

## 6 再販指定商品（化粧品・医薬品）

### ① 推計の枠組み

97年の再販価格指定の廃止以降の価格の低下を改革の効果とみなし、それによる消費者余剰の増加を求めた。97年以前のトレンドで価格が上昇し続けた場合の相対価格と相対価格の実績値との乖離を改革による価格低下とし、化粧品及び医薬品それぞれの需要関数の推計結果を用いて、規制・制度改革がもたらした価格低下による需要の増加の効果を消費者余剰の推計に含めた。

### ② 需要関数

#### (1) 化粧品

	C	lnGDP	lnP	$\rho$	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	1.588 (1.133)	1.062 (9.937)	-0.731 (-1.729)	0.414 (2.183)	1.851	0.976

- (備考) 1. 総務省「家計調査年報」「消費者物価指数」等より作成。  
 2. 推計式は以下の通り。1階の系列相関を仮定した非線形最小二乗法を用いた。  

$$\ln Q = \alpha + \beta_1 * \ln GDP + \beta_2 * \ln P$$
  
 3. 変数の定義は以下の通り。  
 Q 化粧品の年間需要量(消費額を化粧品価格指数(2005年基準)で除したもの)  
 GDP 実質 GDP [10億円：連鎖価格 GDP]  
 P 相対価格  
 (化粧品価格指数/消費者物価指数(総合、2005年基準)×100)  
 4. 推計期間：1981～2008年度。

#### (2) 医薬品

	$\Delta \ln GDP$	$\Delta \ln P$	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	0.638 (1.872)	-2.274 (-2.737)	1.200	0.180

- (備考) 1. 総務省「家計調査年報」「消費者物価指数」等より作成。  
 2. 推計式は以下の通り。  

$$\Delta \ln Q = \beta_1 * \Delta \ln GDP + \beta_2 * \Delta \ln P$$
  
 3. 変数の定義は以下の通り。最小二乗法を用いた。  
 Q 医薬品の年間需要量(消費額を医薬品価格指数(2005年基準)で除したもの) [千円]  
 GDP 実質 GDP [10億円：連鎖価格 GDP]  
 P 相対価格 [指数]  
 (医薬品価格指数(2005年基準)/消費者物価指数(総合、2005年基準)×100)  
 4. 推計期間：1981～2008年度。

### ③ 利用者メリットの推計

97年度以降の相対価格の低下と、それによってもたらされた需要増(推計値)をもとに消費者余剰の増加を利用者メリットとして推計した。相対価格の低下は、名目価格をトレンドに回帰し、そのトレンドを除去した上で相対価格の低下分を推計した(トレンド回帰式は④を参照)。需要量の増加は、トレンド要因除去後の相対価格の低下を②の需要関数に当てはめて推計した。

④ トренд回帰式

(化粧品)

	C	T	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	94.447 (20.637)	0.388 (1.291)	1.394	0.169

(備考) 1. 推計式は以下の通り。最小二乗法を用いた。

$$NP = \alpha + \beta_1 * T$$

2. 変数の定義は以下の通り。

NP 名目価格 (化粧品価格指数) [指数: 2005年基準]

T トренд

3. 推計期間: 1992~1996年度

4. トレンドの係数は有意でないので、利用者メリット推計の際にはゼロと設定した。

(医薬品)

	C	T	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	91.641 (66.545)	0.456 (5.115)	2.248	0.714

(備考) 1. 推計式は以下の通り。最小二乗法を用いた。

$$NP = \alpha + \beta_1 * T$$

2. 変数の定義は以下の通り。

NP 名目価格 (医薬品価格指数) [指数: 2005年基準]

T トренд

3. 推計期間: 1992~1996年度

## 7 福祉・保育（保育）

### ① 推計の枠組み

94年におけるエンゼルプランの策定とその後の保育所設置基準の緩和等による児童1人当たりの保育所年間家計支出額の低下を改革の効果とみなし、それによる消費者余剰の増加を求めた。その際、認可保育所児童数の需要関数の推計結果を用いて、規制・制度改革がもたらした価格低下による需要増加（需要曲線に沿った需要の増加）及び規制・制度改革による直接的な需要増加（需要曲線のシフト）の両方を消費者余剰の推計に含めた。

### ② 需要関数<sup>65</sup>

	C	lnGDP	lnP	lnCARE	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数	-8.300	0.823	-0.173	0.968	1.220	0.857
(t値)	(-2.750)	(4.264)	(-2.435)	(2.890)		

(備考) 1. 厚生労働省「社会福祉施設等調査」「社会福祉行政業務報告」、文部科学省「学校基本調査」「地方教育費調査学校収入」「子供の学習費調査」、総務省「家計調査年報」、内閣府「国民経済計算」、総務省「消費者物価指数」等より作成。

2. 推計式は以下の通り。最小二乗法を用いた。

$$\ln Q = \alpha + \beta_1 * \ln GDP + \beta_2 * \ln P + \beta_3 * \ln CARE$$

3. 変数の定義は以下の通り。

Q 保育所児童数 [人]

※ 認可外保育施設はデータの制約上含めていない。

GDP 実質 GDP [10億円：連鎖価格 GDP]

P 相対価格 [円]

(認可保育所児童1人当たりの年間家計支出額/消費者物価指数(総合、2005年基準)×100)

※ 認可保育所児童1人当たりの年間家計支出額は、幼稚園・保育所家計支出総額から幼稚園児支出総額を除いた額を児童数で除した額。

CARE 保育所定員数 [人]

4. 推計期間：1989～2008年度。

### ③ 利用者メリットの推計

相対価格の低下は、名目価格をトレンドに回帰し、そのトレンドを除去した上で相対価格の低下分を推計した。(トレンド回帰式は④を参照。)需要量の増加は、トレンド要因除去後の相対価格の低下を②の需要関数に当てはめて推計した。また、保育所定員数の増加(保育所定員数の係数で捉えられた需要曲線のシフト)も規制・制度改革の効果として捉え、これを含めて消費者余剰を推計した。

<sup>65</sup> 福祉・保育(保育)分野の需要関数(特に、需要の価格弾力性)を推計するにあたっては、定員増加や定員の弾力的運用等といった供給ショックによる需要曲線の変動を取り出すことが望ましい。今回の分析においては、こうした分析は行っていないが、今後検討することも必要と考えられる。

④ トレンド回帰式

	C	T	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	140687 (6.649)	11866 (2.172)	1.668	0.525

(備考) 1. 推計式は以下の通り。最小二乗法を用いた。

$$NP = \alpha + \beta_1 * T$$

2. 変数の定義は以下の通り。

NP 保育所児童1人当たりの年間利用額 [円]

T トレンド

3. 推計期間：1989～1993年度

## 8 医薬部外品・サプリメント（栄養剤）

### ① 推計の枠組み

99年における新指定医薬部外品の指定及び2004年における新範囲医薬部外品の指定による医薬品販売規制緩和以降の価格の低下を改革の効果とみなし、それによる消費者余剰の増加を求めた。その際、栄養剤の需要関数の推計結果を用いて、規制・制度改革がもたらした価格低下による需要の増加の効果を消費者余剰の推計に含めた。

### ② 需要関数<sup>66</sup>

	C	lnGDP	lnP	D1	D2
係数	-5.921	1.051	-2.926	-0.123	-0.163
(t値)	-1.503	3.500	-2.272	-4.769	-5.263
	D3	D4	D5	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数	-0.298	-0.350	-0.426	1.272	0.946
(t値)	-7.147	-6.499	-5.913		

- (備考) 1. 総務省「家計調査年報」「消費者物価指数」、内閣府「国民経済計算」等より作成。  
2. 推計式は以下の通り。最小二乗法を用いた。

$$\ln Q = \alpha + \beta_1 * \ln GDP + \beta_2 * \ln P + \beta_3 * D1 + \beta_4 * D2 + \beta_5 * D3 + \beta_6 * D4 + \beta_7 * D5$$

3. 変数の定義は以下の通り。

Q	栄養剤の年間総消費支出額／栄養剤の物価指数 [億円]
GDP	実質 GDP [10 億円：連鎖価格 GDP]
P	相対価格 [指数] (栄養剤の物価指数(2005年基準)／消費者物価指数(総合、2005年基準) ×100)
D1～D5	特定保健用食品・栄養機能食品等への需要のシフト等、2004年度以降の需要のシフトを捉えるためのダミー変数 (2004年度以降における各年度を1、それ以外を0)

4. 推計期間：1995～2008年度。

### ③ 利用者メリットの推計

相対価格の低下は、名目価格をトレンドに回帰し、そのトレンドを除去した上で相対価格の低下分を推計した。(トレンド回帰式は④を参照。)需要量の増加は、トレンド要因除去後の相対価格の低下を②の需要関数に当てはめて推計した。なお、代替財への需要シフトによる栄養剤の需要減を捉えるダミー変数を用いた各年度(2004～2008年度)については、利用者メリット推計の際に、そのマイナス効果を反映させていない。

<sup>66</sup> 医薬部外品・サプリメント(栄養剤)分野の需要関数(特に、需要の価格弾力性)を推計するにあたっては、市場競争の活性化による技術革新・商品開発等といった供給ショックによる需要曲線の変動を取り出すことが望ましい。今回の分析においては、こうした分析は行っていないが、今後検討することも必要と考えられる。



④ トレンド回帰式

	C	T	D.W.	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	1.010 (374.403)	0.005 (3.435)	2.843	0.676

(備考) 1. 推計式は以下の通り。最小二乗法を用いた。

$$NP = \alpha + \beta_1 * T$$

2. 変数の定義は以下の通り。

NP 栄養剤の物価指数 [指数：2005年基準]

T トレンド

3. 推計期間：1995～1998年度

### 参考3 統計上の産業分類変更に伴う調整について

「労働力調査」「事業所・企業統計調査」は、それぞれ「日本標準産業分類」に従って産業ごとに分類されている。日本標準産業分類は、2003年に「第11回改定」が実施され、上記2調査もこれに従って産業分類が改定されている。この産業分類の改定にともなって、製造業、運輸・情報通信業、卸売・小売・飲食店、サービス業の3分野において、その内訳に変更があった。このため、産業分類別の入職者及び離職者については、2002年と2003年を境にデータの連続性を保てなくなった。したがって、補論（規制・制度改革が開廃業を通じて雇用にもたらす効果）においては、2003年以降の入職者と離職者について、産業分類改定にともなう以下の調整を行ってから分析している。

まず、産業分類改定後も連続性を保つことの出来る就業者のデータを利用し、2003年における新分類と旧分類の比率を求め、コンバータ（調整係数）とする。これをそれぞれの産業毎に作成する。2003年以降の産業別入職者・離職者をこのコンバータによって調整し、産業別に入職者・離職者の推計値を求める。この調整方法が不適切でないためには、就業者の産業シェアと入職者・離職者の産業シェアが、それほど大きくは異ならないということが条件となるとみられる。

各年における就業者の産業シェアと入職者・離職者の産業シェアをみると（表）、下表のような違いが見られ、推計結果についてはこの点にも留意し、幅を持つてみる必要がある。

#### 全体の就業者、入職者、離職者に占める各分野の就業者、入職者、離職者の割合 (1996-2002年)

##### 就業者

	製造業	運輸・情報通信業	卸売・小売業・ 飲食店、サービス業
1996年	22.28	6.34	47.19
1997年	21.99	6.28	47.63
1998年	21.22	6.22	48.63
1999年	20.81	6.28	49.04
2000年	20.49	6.42	49.52
2001年	20.02	6.35	50.55
2002年	19.30	6.33	51.22

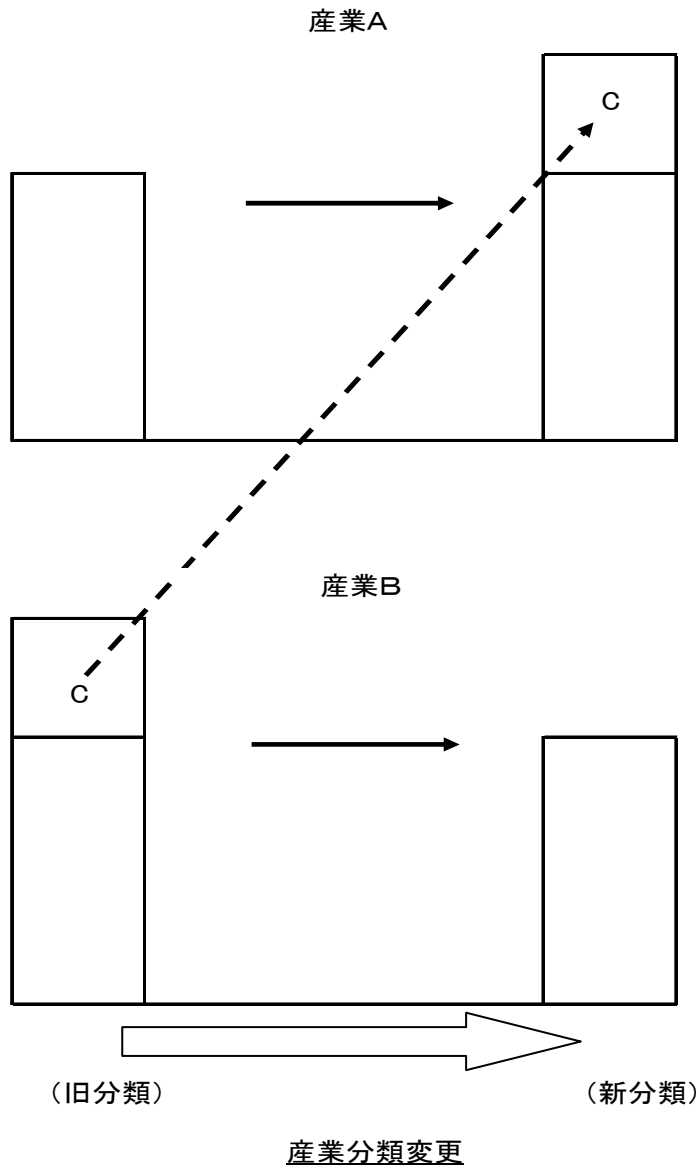
##### 入職者

	製造業	運輸・情報通信業	卸売・小売業・ 飲食店、サービス業
1996年	17.46	5.56	65.08
1997年	18.58	5.34	64.89
1998年	17.77	5.33	65.48
1999年	17.49	5.22	65.54
2000年	15.76	4.65	68.22
2001年	16.00	5.75	67.25
2002年	12.94	5.66	69.81

##### 離職者

	製造業	運輸・情報通信業	卸売・小売業・ 飲食店、サービス業
1996年	17.54	7.09	57.46
1997年	18.64	8.47	56.95
1998年	19.02	8.20	58.03
1999年	16.89	6.42	60.47
2000年	16.07	6.56	58.36
2001年	16.46	6.40	59.76
2002年	16.21	6.73	59.63

## 産業分類の変更に伴う調整方法



例えば、ある小分類Cについて産業分類Bから産業分類Aへの組み換えがあった場合、産業分類Aにおける「就業者数」の新分類と旧分類の比率（コンバータ）を計算し、それを用いて産業分類Aの新分類ベースの「入職者数」及び「離職者数」を除すことによって旧分類ベースの「入職者数」及び「離職者数」を推計した。また、産業分類Bにおける「就業者数」の新分類と旧分類の比率（コンバータ）を計算し、それを用いて産業分類Bの新分類ベースの「入職者数」及び「離職者数」を除すことによって旧分類ベースの「入職者数」及び「離職者数」を推計した。

## 参考4 雇用創出効果推計の詳細

### (1) 規制・制度改革によって生じた開業率及び廃業率の推計

開業率と廃業率は、図表 補-1 と図表 補-2 から分かるように変動が激しく、原系列のまま推計を行うと、推計結果を歪める可能性があると考えられる。そのため、以下の手順により、開業率トレンド要因関数、廃業率トレンド要因関数を推計し、開業率データから、規制・制度改革以外による変動要因を除去する操作を行った。

- ① ホドリック＝プレスコット・フィルタ（HPフィルタ）により、開業率と廃業率の系列を平準化（景気変動による循環要因を除去）する。
- ② ①で作成された系列を、タイム・トレンド項に回帰する。
- ③ 開業率の構造的要因を抽出するため、②の推計式を用いてトレンドとして現れる構造的要因の推計値を作成し、①で作成された系列から差し引くことにより残差を計算する（構造的要因の除去）。
- ④ ③で計算された残差系列について、基準期間（1991-1994年）との差分を計算することにより、規制・制度改革によって生じた開業率および廃業率の増減分を求める。

#### 【開業率トレンド要因関数の推定結果】

K T：開業率のトレンド要因（HPフィルタ後）

T：トレンド

サンプル数：28

$$K T = \alpha + \beta_1 * T$$

	C	T	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	0.022 (8.813)	0.003 (6.082)	0.939

- (備考) 1. 推定の際にはクロスセクション方向における固定効果モデルを用いた。  
 2. 開業率のトレンド要因（HPフィルタ後）とは、下記の式で求めた開業率からHPフィルタによって循環要因を除去した後の開業率。  

$$\text{開業率} = \frac{\text{前回調査から今回調査までの期間に開設した事業所数}}{\text{前回調査時点の事業所数} / \text{前回調査時点から今回調査時点までの年数}}$$

#### 【廃業率トレンド要因関数の推定結果】

H T：廃業率のトレンド要因（HPフィルタ後）

T：トレンド

サンプル数：28

$$H T = \alpha + \beta_1 * T$$

	C	T	Adj.R <sup>2</sup>
係数 (t値)	0.025 (12.043)	0.003 (8.721)	0.915

- (備考) 1. 推定の際にはクロスセクション方向における固定効果モデルを用いた。  
 2. 廃業率のトレンド要因（HPフィルタ後）とは、下記の式で求めた廃業率からHPフィルタによって循環要因を除去した後の廃業率。  

$$\text{廃業率} = \frac{\text{前回調査から今回調査までの期間に廃業した事業所数}}{\text{前回調査時点の事業所数} / \text{前回調査時点から今回調査時点までの年数}}$$

(2) 規制・制度改革によって生じた入職率及び離職率の推計

次に、上記(1)により作成された開業率・廃業率の系列を、補論の1で推計された入職率関数・離職率関数に代入することにより、規制・制度改革によって生じた入職率と離職率の推計を行った。

(3) 規制・制度改革によって生じた入職者数及び離職者数の推計

(2)で推計された入職率及び離職率を、それぞれ期首の就業者数に乗じることにより、規制・制度改革によって生じた入職者数と離職者数を推計した。

(4) 規制・制度改革によって生じた雇用創出効果の推計

(3)で推計された入職者数から、離職者数を差し引くことにより、規制・制度改革により生まれた雇用の純増加量が計算される。この純増加量のことを、本分析においては、雇用創出効果として捉えた。なお、基準期間である1991-1994年よりも値が低かった場合は、規制・制度改革による開業や廃業は発生しなかったとみなした。

